

3月6日（第1日）

3月6日(月)第1日 午前10時00分開議

出席議員

1番	越野哲也	2番	野崎剛睦
3番	前田鎮夫	4番	胡子雅信
5番	林久光	6番	住岡淳一
7番	山根啓志	8番	胡子勝弘
9番	登地靖徳	10番	浜西金満
11番	山本一也	12番	石下洋子
13番	大越保之	14番	吉岡憲伸
15番	新家勇二	16番	鎌田哲彰
17番	山木信勝	18番	下河内泰
19番	太刀掛隼則	20番	扇谷照義
21番	小西俊明	22番	沖也寸志
23番	伊藤一志	24番	西中克弘
25番	上田正	26番	田中達美

欠席議員

なし

本会議に説明のため出席した者の職氏名

市長	曾根 薫	助役	津山 直登
収入役	山西 文男	教育長	正井 嘉明
総務部長	田口 宜久	市民生活部長	玉井 栄藏
福祉保健部長	横杉 哲治	産業部長	出口 節雄
土木建築部長	黒瀬 洋二	教育部長	吉田 茂
生涯学習部長	東谷 寛明	企業局長	中下 清和
消防長	小跡 孝廣	江田島支所長	山本 秀男
沖美支所長	大越 次人	大柿支所長	川本 恒子
総務課長	酒永 光志	財政課長	後川 正博
企画振興課長兼情報政策課長	空田 賢治		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	山田 豊
議会事務局次長	土手 三生
議事調査係長	横手 万文

議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 会議録署名議員の指名

- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 報告第 1 号 専決処分の報告について
(広島県市町職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合規約の変更について)
- 日程第 5 報告第 2 号 専決処分の報告について
(広島県市町公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合規約の変更について)
- 日程第 6 報告第 3 号 専決処分の報告について
(農業集落排水事業三高地区処理施設建設工事請負契約の変更について)
- 日程第 7 報告第 4 号 専決処分の報告について
(農業集落排水事業三高地区処理施設建設工事請負契約の変更について)
- 日程第 8 報告第 5 号 専決処分の報告について
(污水管渠築造工事(大原 17-1) 請負契約の変更について)
- 日程第 9 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 10 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 11 諮問第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 12 諮問第 4 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 13 諮問第 5 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 14 諮問第 6 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 15 議案第 5 号 平成 17 年度江田島市一般会計補正予算(第 6 号)
- 日程第 16 議案第 6 号 平成 17 年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)
- 日程第 17 議案第 7 号 平成 17 年度江田島市老人保健特別会計補正予算(第 2 号)
- 日程第 18 議案第 8 号 平成 17 年度江田島市介護保険特別会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 19 議案第 9 号 平成 17 年度江田島市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 20 議案第 10 号 平成 17 年度江田島市漁港管理特別会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 21 議案第 11 号 平成 17 年度江田島市公共下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)
- 日程第 22 議案第 12 号 平成 17 年度江田島市農業集落排水事業特別会計補正予算(第 3 号)
- 日程第 23 議案第 13 号 平成 17 年度江田島市地域開発事業特別会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 24 議案第 14 号 平成 17 年度江田島市公共下水道事業(能美地区) 会計補正予算(第 4 号)
- 日程第 25 議案第 15 号 江田島市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する

		条例案について
日程第 2 6	議案第 1 6 号	江田島市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例案について
日程第 2 7	議案第 1 7 号	江田島市国民保護協議会条例案について
日程第 2 8	議案第 1 8 号	江田島市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例案について
日程第 2 9	議案第 1 9 号	アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例案について
日程第 3 0	議案第 2 0 号	江田島市暴走族追放条例案について
日程第 3 1	議案第 2 1 号	江田島市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例案について
日程第 3 2	議案第 2 2 号	江田島市部設置条例の一部を改正する条例案について
日程第 3 3	議案第 2 3 号	江田島市支所、出張所及び連絡所設置条例の一部を改正する条例案について
日程第 3 4	議案第 2 4 号	江田島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について
日程第 3 5	議案第 2 5 号	江田島市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について
日程第 3 6	議案第 2 6 号	江田島市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案について
日程第 3 7	議案第 2 7 号	江田島市教職員住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例案について
日程第 3 8	議案第 2 8 号	江田島市立学校施設使用条例の一部を改正する条例案について
日程第 3 9	議案第 2 9 号	江田島市学校給食共同調理場設置及び管理条例の一部を改正する条例案について
日程第 4 0	議案第 3 0 号	江田島市公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例案について
日程第 4 1	議案第 3 1 号	江田島市児童公園設置及び管理条例の一部を改正する条例案について
日程第 4 2	議案第 3 2 号	江田島市ひとり親家庭等医療費支給条例及び江田島市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例案について
日程第 4 3	議案第 3 3 号	江田島市敬老金贈呈条例の一部を改正する条例案について
日程第 4 4	議案第 3 4 号	江田島市し尿処理施設、ごみ処理施設及び不燃ごみ処理施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案について
日程第 4 5	議案第 3 5 号	江田島市水産業振興施設設置及び管理条例の一部を改正

		する条例案について
日程第 4 6	議案第 3 6 号	江田島市下水道条例及び江田島市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例案について
日程第 4 7	議案第 3 7 号	江田島市火災予防条例の一部を改正する条例案について
日程第 4 8	議案第 3 8 号	江田島市消防関係手数料条例の一部を改正する条例案について
日程第 4 9	議案第 3 9 号	江田島市農業振興センター設置及び管理条例を廃止する条例案について
日程第 5 0	議案第 4 0 号	江田島市総合計画基本構想案について
日程第 5 1	議案第 4 1 号	辺地に係る公共的施設の総合的な設備に関する財政上の計画の策定について
日程第 5 2	議案第 4 2 号	広島県と江田島市との間における漁港管理事務の事務委託に関する規約の変更について
日程第 5 3	議案第 4 3 号	市道の路線認定について
日程第 5 4	市長の施政方針	
日程第 5 5	議案第 4 4 号	平成 1 8 年度江田島市一般会計予算
日程第 5 6	議案第 4 5 号	平成 1 8 年度江田島市国民健康保険特別会計予算
日程第 5 7	議案第 4 6 号	平成 1 8 年度江田島市老人保健特別会計予算
日程第 5 8	議案第 4 7 号	平成 1 8 年度江田島市介護保険特別会計予算
日程第 5 9	議案第 4 8 号	平成 1 8 年度江田島市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
日程第 6 0	議案第 4 9 号	平成 1 8 年度江田島市港湾管理特別会計予算
日程第 6 1	議案第 5 0 号	平成 1 8 年度江田島市漁港管理特別会計予算
日程第 6 2	議案第 5 1 号	平成 1 8 年度江田島市公共下水道事業特別会計予算
日程第 6 3	議案第 5 2 号	平成 1 8 年度江田島市農業集落排水事業特別会計予算
日程第 6 4	議案第 5 3 号	平成 1 8 年度江田島市地域開発事業特別会計予算
日程第 6 5	議案第 5 4 号	平成 1 8 年度江田島市公共下水道事業（能美地区）会計予算
日程第 6 6	議案第 5 5 号	江田島市旅客定期航路事業運送条例の一部を改正する条例案について
日程第 6 7	議案第 5 6 号	平成 1 8 年度江田島市交通船事業会計予算
日程第 6 8	議案第 5 7 号	平成 1 8 年度江田島市国民宿舎事業会計予算
日程第 6 9	議案第 5 8 号	平成 1 8 年度江田島市水道事業会計予算
追加日程第 1	請願第 1 号	鷲部出張所の存続を求める請願書
追加日程第 2	請願第 2 号	宮ノ原出張所の存続を求める請願書

開会（開議） 午前10時00分

○議長（田中達美君） ただいまの出席議員は25名でございます。

新家議員から欠席の連絡が入っております。

定足数に達しておりますので、これより平成18年第2回江田島市議会定例会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程第1 諸般の報告

○議長（田中達美君） 日程第1「諸般の報告」を行います。

曾根市長から報告事項がありますので、これを許します。

曾根市長。

○市長（曾根 薫君） おはようございます。合併後、2度目の平成18年度の通年予算、これに関連をする諸議案等をご審議をいただく最も重要な第2回の江田島市議会定例会を招集しましたところ、このようにご出席をいただきまして、ありがとうございます。また、市民の方々には早朝からたくさん傍聴におこしをいただきまして、心から感謝いたしております。

それでは、1月31日の市議会以降の施政に関する主なことを15項目ほどご報告を申し上げます。

その第1は、岩国基地NLP移転計画反対期成同盟についてでございます。

2月の14日、第5回岩国基地増強計画反対広島県連絡会議が廿日市市役所において開催をされ、これに出席をいたしました。会議では3月12日に岩国市が執行する「移転案受け入れの要否を問う住民投票」の成立に向けて支援を行うことを確認をしました。

続いて、「在日米軍再編の中間報告」に対し、広島県が提出をした質問書への国からの回答について、再質問を行うこととし、その内容を協議をしました。なお、この再質問書は2月16日に広島防衛施設局に提出をいたしております。

その第2は、広島県市長、町長会議についてでございます。

2月の15日、広島県市長、町長会議が広島市中区で開催をされ出席をしました。会議では、県知事の「活力と安心、希望のある元気な県の実現を目指し必要な施策を推進する」というあいさつに続いて、県の各部局長から、県の新年度当初予算案の主要施策について説明がありました。その後、意見交換があり、県からの権限委譲の加速、道州制への移行をにらんで、県と市町の連携強化を申し合わせました。

3は市の明るい選挙推進協議会についてでございます。

2月の15日に、江田島市明るい選挙推進協議会が設立をされ、その総会が開催されました。協議会は市の各種団体から推薦をされた方々で構成をされ、選挙が公明かつ適正に行われ、選挙人の政治倫理確立のための啓発活動を推進をし、民主政治の健全な発展を図ることを目的とするものであります。総会では会長に能美町の丸新正之さんが選出をされた後、これからの活動方針等が協議をされました。

4点目は総合計画審議会についてでございます。

2月8日、22日の両日、第3回審議会及び第4回審議会を本庁舎会議室で開催をしました。会議では「総合計画基本構想案」について協議をし、審議会長から答申をいただきました。今議会に提案をいたしておりますので、ご審議を賜りたいと願っております。

その5は、保健福祉審議会についてでございます。

2月22日、市福祉事務所で保健福祉審議会を開催いたしました。審議会では「老人保健福祉計画・介護保険事業計画」が審議をされ、別冊のとおり策定をしました。この事業計画のうち、介護保険事業では現在、不均一となっている介護保険料の額を統一するとともに、大幅な介護保険料の増額とならないよう、激変緩和措置を講じることにしております。今議会に追加議案として提案をしますので、ご審議をお願いいたします。

今後は、介護予防事業等の役割を担う市地域包括支援センターを設置をして、予防重視型への転換を図りながら、高齢者が地域において自立をした生活が継続できるよう、具体的な施策を推進してまいります。

その6は江田島市立鹿川小学校校舎落成式についてでございます。

2月23日鹿川小学校校舎改築工事が完成したことに伴いまして、落成式を行いました。この間、仮の校舎として大柿自然環境体験学習交流館、旧深江小学校を利用していましたが、特に問題なく終えることができました。関係各位のご協力に感謝申し上げます。なお、児童は2月27日から新校舎への通学を始め、勉学に励んでおります。

7は、臨界前核実験に対する抗議文についてでございます。

2月24日、米国と英国が共同で実施をした臨界前核実験に対し、本市としては初めて、両国政府あての抗議文を両国大使館に送付しました。

これは、「核実験の即時停止は大国の責務であり、核兵器の廃絶を求める国際世論を真摯に受けとめ、真に平和な世界の実現に向け、今後いかなる核実験も行わないように」強く求めたものであります。

8は、高機能消防指令センター1型運用開始式についてでございます。

3月の1日、消防本部の高機能消防指令センターが完成をし、運用を始めるための開始式を実施しました。この高機能消防指令センターは、これまでの指令装置が老朽化したために更新したもので、最新の技術機械を導入したことにより、119番の受信から現場到着までが迅速化され、より確実な対応が可能となりました。今後とも消防力の強化に意を注ぎ、「災害に強いまちづくり」を進めてまいります。

9番目が事務移譲具体化プログラムについてでございます。

事務移譲具体化協議会から、移譲項目ごとの事務移譲具体化プログラムの報告があり、県と市において検討した結果、別冊のとおり決定をいたしましたので報告いたします。今後は、このプログラムに基づき、円滑な事務・権限委譲と適切な事務執行に努めてまいります。

10番目が市税の徴収事務についてでございます。

県と市の共通課題であります個人住民税の収入確保を図るとともに、本市税務職員の滞納整理技術の向上のために、新年度の3カ月間、県の税務職員2名に対して、本市が

併任辞令を交付をし、本市職員とともに徴収事務に従事してもらうこととしました。こうした取り組みを通じて、これまで以上に県との連携を強化をし、計画的かつ効率的な滞納対策の推進に努めてまいります。

11番目でございます。ゴルフ場建設予定地の寄附受納についてでございますが、読売ゴルフ株式会社から大柿町深江地区に予定をしていたゴルフ場建設計画を断念したことにより、その計画地として取得をしていた土地を本市に寄附したい旨の申し入れがありました。これにつきましては、前大柿町の町長にも随分とご協議をいただきまして、現在進行形でございますが、基本的には、乱開発防止等の観点から、受納する方向で、現在、現地確認や法的な問題点、受納した場合の管理費用等を整理検討しておるところでございます。

12番目でございます。能美バス株式会社の経営状況説明書についてでございますが、平成17年12月6日付で能美バス株式会社から、地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして、第18期の決算に関する報告がありました。別冊のとおり提出をいたしております。

この報告書には記載をいたしておりませんが、追加項目が1項目ございます。それは、かきカキマラソンの大会実施についてでございます。昨日、沖美町におきまして、第29回江田島市沖美町かきカキマラソン大会が開催されました。1,504人の参加申し込みがございました。遠いところは関東の方から選手、その家族とスタッフなど、多くの方々が会場に集まりました。全員で3,004人と報告を受けております。大変にございました。スタッフ等関係者の積極的な取り組みに心から感謝を申し上げておるところでございます。

次は、各種定期総会等への出席についてでございますが、このことについては、別紙1のとおり開催をされ、私、助役、収入役または関係課長が出席をしました。

最後は、工事請負契約の締結についてでございます。別紙2のとおり、契約をいたしましたので、これを報告いたします。

以上で諸報告を終わります。

○議長（田中達美君） 以上で市長の報告を終わります。

次に、議長報告をいたします。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、平成17年12月及び平成18年1月の例月出納検査の結果報告書がお手元にお配りしたとおり提出されておりますので、ご覧いただくようお願いいたします。朗読は省略いたします。

以上で議長報告を終わります。

これで「諸般の報告」を終わります。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（田中達美君） 日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において9番 登地靖徳議員、10番 浜西金満議員を指名いたします。

日程第3 会期の決定

○議長（田中達美君） 日程第3「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月30日までの25日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

したがって、会期は25日間に決定いたしました。

日程第4 報告第1号

○議長（田中達美君） 日程第4「報告第1号 専決処分の報告について（広島県市町職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合規約の変更について）」を議題といたします。

市長からの報告を求めます。

曾根市長。

○市長（曾根 薫君） 報告第1号でございます。

「専決処分の報告について（広島県市町職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合規約の変更について）」でございます。

地方自治法第180条第1項の規定により、指定をされた市長の専決事項の指定についてに基づきまして、次のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定によりましてこれを報告するものでございます。内容につきましては、田口総務部長をして説明を申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○総務部長（田口宜久君） 2ページをお願いいたします。専決処分書です。

広島県市町職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合規約の変更について。

地方自治法第180条第1項の規定により、平成18年4月1日から大竹市、竹原市及び宮島競艇施行組合が広島県市町退職手当組合に加入すること並びに広島県市町退職手当組合規約を変更することについて、次のとおり専決処分する。

平成18年2月15日

江田島市長 曾根 薫

広島県市町職員退職手当組合規約の一部を改正する規約を次のとおり定めるものとする。

内容は、現在6市11町15組合が市町合併により8市8町14組合で構成されることとなり、2市増、3町、1組合の減となるもので、2組合減の30団体で構成されることとなりました。あわせて字句の整理を行ったものでございます。附則といたしまし

て、この規約は平成18年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（田中達美君） 以上で報告第1号「専決処分の報告について（広島県市町職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合規約の変更について）」を終わります。

日程第5 報告第2号

○議長（田中達美君） 日程第5「報告第2号 専決処分の報告について（広島県市町公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合規約の変更について）」を議題といたします。

市長からの報告を求めます。

曾根市長。

○市長（曾根 薫君） 報告第2号でございます。「専決処分の報告について（広島県市町公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合規約の変更について）」でございます。

地方自治法第180条第1項の規定により指定をされた、市長の専決処分の指定についてに基づき、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定によりましてこれを報告するものでございます。

内容につきましては、田口総務部長をして説明申し上げます。

よろしくお願いたします。

○議長（田中達美君） 田口総務部長。

○総務部長（田口宜久君） 5ページをお願いいたします。専決処分書です。

広島県市町公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合規約の変更でございます。

地方自治法第180条第1項の規定により、平成18年4月1日から、大竹市が広島県市町公務災害補償組合に加入すること及び広島県市町公務災害補償組合規約を変更することについて次のとおり専決処分をする。

平成18年2月15日

江田島市長 曾根 薫

広島県市町公務災害補償組合規約の一部を改正する規約を次のとおり定めるものとする。

内容は現在7市13町17組合が市町合併により、7市9町14組合で構成されることになり、また大竹市が加入されましたが、4町3組合減の30団体で構成することになったものによることとでございます。附則といたしまして、この規約は平成18年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（田中達美君） 以上で「報告第2号 専決処分の報告について（広島県市町公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合規約の変更について）」

を終わります。

日程第6 報告第3号～日程第7 報告第4号

○議長（田中達美君） 関連がありますので、日程第6「報告第3号」及び日程第7「報告第4号」の「専決処分の報告について（農業集落排水事業三高地区処理施設建設工事請負契約の変更について）」の2件を一括議題といたします。

市長からの報告を求めます。

曾根市長。

○市長（曾根 薫君） 報告第3号と報告第4号をご説明申し上げます。

「報告第3号 専決処分の報告について（農業集落排水事業三高地区処理施設建設工事請負契約の変更について）」でございます。地方自治法第180条第1項の規定により指定をされた、「市長の専決事項の指定について」に基づき、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告するものでございます。

内容につきましては、黒瀬土木建築部長をして説明を申し上げます。

次の報告第4号でございます。

「専決処分の報告について（農業集落排水事業三高地区処理施設建設工事請負契約の変更について）」でございます。

地方自治法第180条第1項の規定により指定をされた、「市長の専決事項の指定について」に基づき、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを報告申し上げるものでございます。

内容につきましては、黒瀬土木建築部長をして説明を申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○議長（田中達美君） 黒瀬土木建築部長。

○土木建築部長（黒瀬洋二君） それでは、まず報告3号についてご説明いたします。

8ページをご覧ください。専決処分書でございます。

農業集落排水事業三高地区処理施設建設工事の工期延長に伴う変更契約について、地方自治法第180条第1項の規定により指定された、「市長の専決事項の指定について」に基づき、次のとおり専決処分します。

平成18年2月14日

江田島市長 曾根 薫

変更内容です。

農業集落排水事業三高地区処理施設建設工事請負契約中、「工期 平成16年9月18日から平成18年2月28日まで」を「工期 平成16年9月18日から平成18年3月20日まで」に変更するものでございます。

その理由は、三高浄化センター建設中でございますけれども、その放流関係の工事につきまして、一部工期が遅れまして、その分処理場の完成に伴う試験運転、これをする必要がございましたけれども、それを3月20日まで工期延長にするものでございます。

次、報告4号でございます。

10ページをご覧ください。専決処分書でございます。

同じく、農業集落排水事業三高地区処理施設建設工事の設計変更に伴う変更契約について、地方自治法第180条第1項の規定により指定された、「市長の専決事項の指定について」に基づき、次のとおり専決処分します。

平成18年2月24日

江田島市長 曾根 薫

変更内容、農業集落排水事業三高地区処理施設建設工事請負契約中、「請負代金額451,941千円（うち取引に係る消費税及び地方消費税額21,521千円）」を「請負代金額464,100千円（うち取引に係る消費税及び地方消費税額22,100千円）」に変更するものでございます。

この内容につきましては、場内の法面工事につきまして、12月の補正予算でご説明しましたけれども、豪雨災害に伴う法面復旧工事、これが必要になりまして、金額としまして11,159千円、率にしまして2.7%を増額するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（田中達美君） 以上で「報告第3号及び報告第4号」の「専決処分の報告について（農業集落排水事業三高地区処理施設建設工事請負契約の変更について）」を終わります。

日程第8 報告第5号

○議長（田中達美君） 日程第8「報告第5号 専決処分の報告について（污水管渠築造工事（大原17-1）請負契約の変更について）」を議題といたします。

市長からの報告を求めます。

曾根市長。

○市長（曾根 薫君） 報告第5号でございます。

「専決処分の報告について（污水管渠築造工事（大原17-1）請負契約の変更）」でございます。

地方自治法第180条第1項の規定により指定をされた、「市長の専決事項の指定について」に基づき、次のとおり専決処分しましたので、同条第2項の規定によりこれを報告するものでございます。

内容につきましては、黒瀬土木建築部長をして説明申し上げます。

○議長（田中達美君） 黒瀬土木建築部長。

○土木建築部長（黒瀬洋二君） 報告第5号についてご説明いたします。

11の3ページをお開きください。専決処分書でございます。

污水管渠築造工事（大原17-1）の最終精算に伴う変更契約について、地方自治法第180条第1項の規定により指定された、「市長の専決事項の指定について」に基づき、次のとおり専決処分をする。

平成18年2月10日

江田島市長 曾根 薫

変更内容

汚水管渠築造工事（大原17-1）請負契約の変更

「請負金額165,577,650円（うち取引に係る消費税及び地方消費税額7,884,650円）」を「請負金額163,947千円（うち取引に係る消費税及び地方消費税額7,807千円）」に変更する。

この理由でございますけども、減額としまして、1,630,650円、率にしまして1%の減額でございます。この請負契約の変更につきましては、12月これ工事請負契約の増額変更につきまして承認をいただいたところでございます。2,500万円ほど増額の承認をいただいたところでございますけども、工事終了に伴う精算しましたところ、舗装工法と舗装内容等の変更が一部生じました。その結果、163万円程度、率にして1%の減額となったものでございます。

以上でございます。

○議長（田中達美君） 以上で「報告第5号 専決処分の報告について（汚水管渠築造工事（大原17-1）請負契約の変更について）」を終わります。

日程第9 諮問第1号～日程第14 諮問第6号

○議長（田中達美君） 次に、関連がありますので、日程第9「諮問第1号」から日程第14「諮問第6号」までの「人権擁護委員候補者の推薦について」の6件を一括議題といたします。

曾根市長から提出の説明を求めます。

曾根市長。

○市長（曾根 薫君） 諮問第1号から第6号までについてご説明申し上げます。第1号でございます。

人権擁護委員候補者の推薦について

次の方を人権擁護委員の候補者として推薦をしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定によって、議会の意見を求めるものでございます。

まず、1号は住所が江田島市沖美町〇〇〇〇番地、氏名は佐野博隆さん、生年月日は昭和〇〇年〇月〇〇日生まれ、66歳でございます。

諮問第2号でございます。住所は江田島市江田島町〇〇〇丁目〇〇番〇〇号でございます。氏名は森藤憲恵さん、生年月日は昭和〇〇年〇月〇〇日生まれで58歳でございます。

諮問第3号、住所は江田島市江田島町〇〇〇〇丁目〇番〇〇号、氏名は加藤正治さん、生年月日は昭和〇〇年〇月〇日生まれで65歳でございます。

諮問第4号、住所は江田島市沖美町〇〇〇〇〇番地〇、氏名 矢舗美智子さん、生年月日は昭和〇〇年〇月〇日生まれで63歳の方です。

諮問第5号、住所 江田島市大柿町〇〇〇〇〇番地〇、氏名 平元勝一さん、生年月日は昭和〇〇年〇月〇日、60歳の方でございます。

諮問第6号、住所が江田島市江田島町〇〇〇丁目〇〇番〇〇号、氏名が小川壽子さん、

生年月日が昭和〇〇年〇月〇〇日生まれ、61歳の方でございます。

以上の方を推薦したいので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（田中達美君） 以上で曾根市長の説明を終わります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これより採決に入ります。

本件はそれぞれ分離して採決いたします。

まず、諮問第1号についてお諮りいたします。

人権擁護委員候補者として佐野博隆さんを適任とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

したがって、佐野博隆さんを適任とすることに決定いたしました。

次に、諮問第2号についてお諮りいたします。

人権擁護委員候補者として、森藤憲恵さんを適任とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

したがって、森藤憲恵さんを適任とすることに決定いたしました。

続いて、諮問第3号についてお諮りいたします。

人権擁護委員候補者として加藤正治さんを適任とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

したがって、加藤正治さんを適任とすることに決定いたしました。

続いて、諮問第4号についてお諮りいたします。

人権擁護委員候補者として、矢舗美智子さんを適任とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

したがって、矢舗美智子さんを適任とすることに決定いたしました。

続いて、諮問第5号についてお諮りいたします。

人権擁護委員候補者として平元勝一さんを適任とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

したがって、平元勝一さんを適任とすることに決定いたしました。

続いて、諮問第6号についてお諮りいたします。

人権擁護委員候補者として、小川壽子さんを適任とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、小川壽子さんを適任とすることに決定いたしました。

日程第 15 議案第 5 号

○議長（田中達美君） 日程第 15 「議案第 5 号 平成 17 年度江田島市一般会計補正予算（第 6 号）」についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

曾根市長。

○市長（曾根 薫君） 「議案第 5 号 平成 17 年度江田島市一般会計補正予算（第 6 号）」でございます。

平成 17 年度江田島市の一般会計補正予算（第 6 号）は次に定めるところによるというものでございまして、第 1 条では年度末で見込まれる不用あるいは節約及び国・県費の精算、あるいは調整等を含め、262,683 千円を減額をするものでございます。2 項では歳入歳出予算の補正によるものを規定をいたしております。

第 2 条では繰越明許費を規定をいたしてございまして、5 件ほど別紙のとおり掲げております。

第 3 条では債務負担行為の補正によるものでございます。

第 4 条では地方債の補正でございまして、有利な起債等の借りかえとか、あるいは事業量の確定によるものを、今回補正をするものでございます。

内容につきましては、総務部長をして説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（田中達美君） 田口総務部長。

○総務部長（田口宜久君） 補正予算書 1 ページの方から説明をさせていただきます。

平成 17 年度江田島市一般会計補正予算（第 6 号）。

平成 17 年度江田島市の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条 歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 262,683 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 19,263,530 千円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 2 条は繰越明許費でございます。

地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は「第 2 表 繰越明許費」による。

第 3 条は債務負担行為の補正でございます。債務負担行為の追加は「第 3 表 債務負担行為補正」によるものでございます。

第 4 条は地方債の補正でございます。地方債の追加、廃止及び変更は「第 4 表 地方債補正」によるものでございます。

8 ページをお願いいたします。

ごめんなさい、お手元に配付しております資料を冒頭説明するのを申し遅れました。大変申しわけございませんが、平成 17 年度江田島市一般会計及び特別会計補正予算並びに補正予算の事項別明細書について、9 ページ及び 28 ページに、お手元に配付して

おります正誤表のとおり誤りがありました。大変申しわけございません。よろしくお願いいたします。

それでは、8ページをお願いいたします。「第2表 繰越明許費」でございます。内容につきましては後ほど説明をさせていただきます。「第3表 債務負担行為の補正」につきましては9ページに記載しております。10ページ、11ページ、それから12ページに「第4表 地方債の補正」を記述しております。

補正の概要について説明を申し上げます。

まず歳入でございます。

総額262,683千円の減額補正で、歳入歳出19,263,530千円とするものでございます。

「第1表 歳入歳出予算の補正」につきましては歳入の主なものは、第1款 市税は、徴収実績見込みにより、52,310千円の増額補正で2,666,484千円となっております。

第3款 利子割交付金から第8款 国有資産提供等市町村助成交付金は、交付金額確定により、それぞれ増額補正をするものでございます。

10款 地方交付税は普通交付税の交付金額確定により、160,291千円の増額補正で6,411,447千円となっております。

14款 国庫支出金は国庫負担金では生活保護費負担金が11,764千円の増、児童保護費等負担金が6,888千円の減などで、トータルで768千円の減でございます。国庫補助金では市町村合併推進体制整備補助事業等の確定により、79,030千円の増及び高機能消防指令センター整備事業補助金135,712千円を特定防衛施設周辺整備調整交付金から防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金に科目変更などで、208,510千円の増でございます。国庫交付金では国庫交付金のところで説明しました予算科目構成などにより、132,914千円の減となり国庫支出金の総額では、75,101千円の増で1,383,529千円となっております。

15款 県支出金では県交付金の合併交付金事業費の事業が確定したため、75,121千円を減額補正し、県支出金の総額では76,133千円の減で961,472千円となっております。

16款 財産収入は市の住宅団地の売却が当初見込みを下回り、191,671千円の減額を補正をしております。総額190,340千円の減で、79,165千円となっております。

18款 繰入金は特別会計繰入金で地域開発事業特別会計の旧大柿町分の精算により、27,453千円の増、住宅新築資金等貸付事業特別会計繰入金6,248千円の減で、トータル21,205千円の増でございます。基金繰入金では歳出の減や他の歳入の増額の調整用基金から繰入金でさせていただいたため、432,728千円を減額し、総額では411,523千円の減で、961,889千円となっております。

21款 市債でございます。市債は過疎債や合併特例債など有利な起債への変更や追加、下水道事業に過疎対策債が充当されたことに伴う増や、合併推進交付金等の充当されたことによる減額、総額で121,000千円の増となり、総額4,292,300

千円となっております。

歳出でございます。

歳出の増額の主なものは、総務費人事管理事業の県派遣負担金7,080千円、民生費市医療費の4,027千円、生活保護費支給費15,686千円、農林水産業費、農業集落排水事業特別会計繰出金113,354千円、土木費港湾建設事業費県負担金22,150千円、公共下水道事業特別会計繰出金304,512千円、公共下水道事業会計への繰出金8,440千円などでございます。減額につきましては、不用額を整理したものが主なものでございまして、総務費情報管理事業費65,087千円、地域インターネット基盤整備事業費20,840千円、民生費介護保険事業費19,457千円、衛生費、家庭廃棄物収集運搬事業費36,459千円、教育費、学校教育費一般事業費31,717千円、小学校運営費24,485千円などでございます。

次に8ページの繰越明許費でございますが、「第2表 繰越明許費」のとおり5件あります。事業名で説明しますと、小規模農業基盤整備事業につきましては、江田島町フカドウ池の改修工事で工事着手したところ、汚泥に隠れていた堤の下の部分の地盤改良が必要となったために工期内完了が難しくなったものでございます。漁港施設の整備事業費、急傾斜地崩壊対策事業費県負担金、港湾建設事業費県負担金については、県施工の工事の繰越でございます。公営住宅建設事業費につきましては、沖美町美能住宅B棟建設工事ですが、地域住宅交付金の交付決定が9月となったため、工事の発注がおくれ、年度内完成が見込めなくなったものでございます。

9ページ、債務負担行為の補正でございます。「第3表 債務負担行為の補正」のとおり、確定申告支援システムリース・保守業務、それから可燃ごみ運搬業務の委託、小中学校パソコン等リース、江田島市葬祭センター管理業務委託の4件でございます。

10ページの地方債補正でございます。「第4表 地方債補正」のとおり、歳入の21款 市債のところで申し上げましたが、合併特例債、それから過疎対策事業債の追加、事業量の確定、有利な起債への借りかえなどによる変更、県合併推進交付金の充当などによる廃止でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（田中達美君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山木議員。

○17番（山木信勝君） まず、9ページの債務負担行為の補正であります。一番上の確定申告支援システムリース・保守業務ですね、10,385千円。これ確定申告というものは国税のことでありますよね。それを市の方で支援するということで、これはすべて国税で賄われる。財源内訳をお願いいたします。

63ページの消防費補助金の中で防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金、これが65ページの特定防衛周辺整備から変わったということですが、これは予算を立てるときに、国の方にお伺いを立ててこれをやっとするはずなんよね。何で採択にならんかったのかこっちは、特定防衛の方は。簡単な間違いだったんですかね、これは。お伺い

いたします。

71ページ、財産収入16款の土地売払い収入190,000千円ほど減額ということで、土地が売れなかったという説明であります。これは定住化対策でこれ始めたと思うんですが、この見通しはね、全然売れないということは、価格が下落しとるということなのか、何で売れないんかということですね。そこらの理由をお伺いいたします。

それから、73ページの一番上の住宅新築資金等貸付事業特別会計繰入金6,248千円の減額補正であります。この戻してもらわにゃいけん、一般会計の方へ戻してもらわにゃいけん、繰り上げ償還を一般会計で合併前に出した分を戻してもらおうということで繰り入れしとるわけですが、これを減額というのはおかしい思うんですが、どうでしょうか。

それから、77ページ、失礼いたしました。

公共下水の繰出金があったと思うんですがね、能美の企業会計の方の。844万。あれは944万の誤りじゃないかと思うんですが。100万ほど少ない。

以上。

○市民生活部長（玉井栄藏君） それでは、市民生活部の方の関係2点ほどございましたので、お答えをさせていただきます。まず最初に、確定申告の新システムのリース料、これの今の財源の方の関係を言われましたけど、これははっきり言いまして、すべて一般の方の負担ということで、市の方の全額負担でございます。住民サービスの一環としてできるだけスムーズに申告ができるようにということで導入をしたものでございます。

それから、73ページの住宅新築資金等貸付事業特別会計への今の繰入金の関係を、一般会計の方へということでご指摘を受けましたけども、これも本来一般会計足らなく、不足してくれば、一般会計からの繰り入れをしていただき、本来余ればまた一般会計の方へ戻すということであろうと思いますけども、一般会計の方へ戻していくか。それとも今の繰り上げでもって、今まで借りておる起債の方の償還に充てていくか、充てていく方がいいかというこれは運用の問題だろうと思います。このたびにおきましては、郵政の方で借りております資金の方への繰り上げの償還、利息が結構高いものですから、こちらの方へ充てるということで、一応一般会計への繰入金を予定していたものを減額をさせていただきます、住新会計の方でそのまま郵政の方の資金への償還に充てるようにしております。

以上でございます。

○議長（田中達美君） 後川財政課長。

○財政課長（後川正博君） ご質問ありました消防の高機能の指令センターの件ですけども、これは当初、特定防衛施設周辺整備調整交付金に計上しておりましたが、当初予算計上科目が間違いでございまして、防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金が正しかったために訂正しました。当初からの誤りでございます。申しわけございません。

土地の財産収入の不動産の売払収入でございますが、当初は市が持っております住宅団地、津久茂が3区画、清能団地が8区画、久保田13区画、寄濤団地1区画、横走1区画、深江が16区画ございまして、予算計上では今売却努力をしたいということで、

当初多く見込み過ぎたのかもしれませんが、津久茂を3区画、清能を2区画、久保田を13区画、寄濤1区画、横走1区画、深江5区画で予算計上をさせていただきました。実際に売却ができましたのが、清能団地が1区画と久保田団地が1区画、深江団地が1区画でございました。それで、今回1億9,167万1,000円の減額をさせていただいたものでございます。現在も売却の努力をしておりますけども、人口も減っております、なかなか需要が見込めないような状況でございますが、今から団塊世代等が江田島へ帰っていただくような努力をいたしまして、売却に努めていくつもりでございます。

○議長（田中達美君） 黒瀬土木建築部長。

○土木建築部長（黒瀬洋二君） 山木議員からご指摘ありました、下水道企業会計へ繰出金844万円と記載しております。100万円少ないわけでございます。こちらの企業会計決算書でまた説明する機会もありましたけども、計算上ちょっと繰出金が100万円ほど少のうございました。それにつきましては、企業会計の方で節減努力をしまして、この繰出金の範囲内でするようにしたいと思います。

○議長（田中達美君） 山木議員。

○17番（山木信勝君） 予算が間違うとるの、違う。補正予算がね。それは直さんにやいけんじゃ。その点と。今の土地の売れ行きが悪いということではありますが、もう今土地の価格は下がっておりますよね。これ前の値段で売れ行きがどうなるかですよ。そこらは考えておられるんですか。その下げるとかは、もう。それが売れるかどうかにつながるかはわかりませんがね。もうちょっと考えないといけないんじゃないですかね。たった3区画ぐらいじゃね。もう一度お願いします。

○議長（田中達美君） 田口総務部長。

○総務部長（田口宜久君） 住宅団地の売却につきましては、私ども新年度財政の管財係の方に人員をはりつけて、鋭意販売に努力するように考えております。

それから、今まで買われた方の値段がありますので、簡単に売れなくなったから、値段を下げるといのもいかなものかと思っておりますので、これからの努力に期待をさせていただきたいと思っております。

○議長（田中達美君）

11時10分まで休憩いたします。

（休憩 11時00分）

休憩を解いて会議を続けます。

（再開 11時12分）

津山助役。

○助役（津山直登君） 山木議員のご質問の件でございますけれども、先ほどの下水道事業企業会計の繰出金と繰入金が合わないじゃないかという問題でございます。予算細則につきましてはの整理をいたしましたところ、率直に申し上げまして、出しと受けの調整不足であったということが判明いたしました。しかし、この点につきましては、予算議決事項ではございませんけれども、先ほど申し上げましたように、歳入欠陥が生じてはいけませんので、企業会計の中での努力いたしまして、歳入欠陥が生じないように頑張りたいということをご理解をいただきたいと思います。

○議長（田中達美君） ほかにありませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

これをもって質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたしました。

これより、「議案第5号 平成17年度江田島市一般会計補正予算(第6号)」についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって「議案第5号 平成17年度江田島市一般会計補正予算(第6号)」については、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第6号

○議長(田中達美君) 日程第16「議案第6号 平成17年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

曾根市長。

○市長(曾根 薫君) 「議案第6号 平成17年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」でございます。

内容につきましては、横杉福祉保健部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長(田中達美君) 横杉福祉保健部長。

○福祉保健部長(横杉哲治君) 「議案第6号 平成17年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」についてご説明を申し上げます。

補正予算書の13ページでございます。

まず、第1条の歳出歳入予算の補正でございます。

第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19,545千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,846,820千円とするものでございます。第2項の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額についてご説明を申し上げます。

14ページをお開きください。

まず歳入でございます。

5款1項の療養給付費等交付金を30,000千円追加補正し、8款1項の一般会計繰入金金を3.9%減の10,455千円減額補正するものでございます。歳入歳出補正予算額の合計額を19,545千円の追加といたしまして、歳入予算の合計額を3,8

46,820千円とするものでございます。

次に、15ページの歳出でございます。

2款1項の療養諸費を1.2%増の30,000千円追加補正するものでございます。これにつきましては、退職者医療費の決算見込みに伴う増でございます。

次に、10款1項の予備費を10,455千円、16.4%の減でございますが、減額補正をいたしまして、歳出補正予算額の合計額を19,545千円の追加とし、歳出予算の合計額を3,846,820千円とさせていただきます。

以上で、「議案第6号 平成17年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」についてご説明を終わらせていただきます。

○議長（田中達美君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたしました。

これより、「議案第6号 平成17年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」について」を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって「議案第6号 平成17年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」については原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第7号

○議長（田中達美君） 日程第17「議案第7号 平成17年度江田島市老人保健特別会計補正予算（第2号）」について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

曾根市長。

○市長（曾根 薫君） 議案第7号「平成17年度江田島市老人保健特別会計補正予算（第2号）」でございます。

平成17年度江田島市の老人保健特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによるというものでございます。

内容につきましては、横杉福祉保健部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（田中達美君） 横杉福祉保健部長。

○福祉保健部長（横杉哲治君） それでは「議案第7号 平成17年度江田島市老人保健特別会計補正予算（第2号）」についてご説明を申し上げます。

まず、第1条の歳入歳出予算の補正でございます。第1項 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ167,380千円を追加をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,505,851千円とするものでございます。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額についてご説明を申し上げます。

18ページをお開きをいただきたいと思っております。

まず最初に歳入でございます。

1款1項の支払基金交付金を110,345千円を追加をいたしまして、2款1項の国庫負担金を45,628千円追加し、さらに3款1項の県費県負担金を11,407千円追加補正するものでございます。したがって、歳入補正予算額の合計額は167,380千円の追加をいたしまして、歳入予算の合計額を5,505,851千円とするものでございます。

次に、19ページの歳出でございます。

まず、2款1項の医療諸費を178,788千円追加しております。これは老人医療費の決算見込みを精査いたしました結果、それらに伴う増加ということでございます。

次に、5款1項の予備費を療養諸費の財源とするため、11,408千円減額補正をするもので、歳出補正予算額の合計額を167,380千円の追加をいたしまして、歳出予算の合計額を5,505,851千円とさせていただくものでございます。

以上で「議案第7号の平成17年度江田島市老人保健特別会計補正予算（第2号）」についての説明を終わらせていただきます。

○議長（田中達美君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたしました。

これより「議案第7号 平成17年度江田島市老人保健特別会計補正予算（第2号）」についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって「議案第7号 平成17年度江田島市老人保健特別会計補正予算（第2号）」

については原案のとおり可決されました。

日程第 18 議案第 8 号

○議長（田中達美君） 日程第 18 「議案第 8 号 平成 17 年度江田島市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）」についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

曾根市長。

○市長（曾根 薫君） 「議案第 8 号 平成 17 年度江田島市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）」でございます。

平成 17 年度江田島市の介護保険特別会計補正予算（第 4 号）は次に定めるところによるというものでございます。

内容につきましては、横杉福祉保健部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（田中達美君） 横杉福祉保健部長。

○福祉保健部長（横杉哲治君） それでは「議案第 8 号の平成 17 年度江田島市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）」についてご説明を申し上げます。

まず第 1 条の歳入歳出予算の補正でございますが、第 1 項 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 88, 144 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2, 823, 144 千円とさせていただくものでございます。

第 2 項の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額についてご説明をさせていただきます。

22 ページをお開きください。

まず歳入でございます。1 款 1 項 介護保険料を 0.5% 減の 2, 157 千円減額補正をさせていただきます。これは死亡・転出入などの資格異動に伴う減でございます。

3 款 1 項 国庫負担金につきましては 3.3% 増の 18, 302 千円を追加をいたしまして、2 項 国庫補助金を 17, 110 千円減額補正をさせていただきます。さらに 3 款の国庫支出金、これによりまして 3 款の国庫支出金は差し引き 1, 192 千円の追加補正とさせていただくものでございます。

次に、4 款 1 項 支払基金交付金につきましては、5.5% 減の 48, 502 千円の減額補正でございます。

5 款 1 項 県負担金につきましても 5.5% 減の 19, 032 千円の減額補正でございます。

最後に 7 款の 1 項 一般会計繰入金は 4.5% 減の 19, 645 千円を減額補正をさせていただきます。

以上によりまして、歳入補正予算額の合計額は 88, 144 千円の減でございます。歳入合計を 2, 823, 144 千円とするものでございます。

次に 23 ページの歳出でございます。

1 款 1 項 総務管理費は 72 千円を減額をいたしまして、さらに 3 項の介護認定審査

会費を1,458千円減額いたします。これによりまして、1款 総務費は1,530千円の減額補正をするものでございます。

次に、2款1項 介護サービス等諸費、これは5%減の138,200千円の減額補正で、内訳は1項の介護サービス等諸費が5.4%減の137,600千円の減、2項支援サービス等諸費が0.5%減の600千円の減額ということで、いずれも決算見込みに基づく減額でございます。

この結果、繰越金見込み額を4款1項 基金積立金といたしまして、51,586千円追加補正をいたしました。これによって介護給付費準備基金の方へ積み増しをさせていただくものでございます。

以上、歳出補正予算額の合計額は88,144千円の減で、歳出合計を2,823,144千円とさせていただきます。

以上で「議案第8号 平成17年度江田島市介護保険特別会計補正予算（第4号）」についての説明を終わらせていただきます。

○議長（田中達美君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたしました。

これより「議案第8号 平成17年度江田島市介護保険特別会計補正予算（第4号）」についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって「議案第8号 平成17年度江田島市介護保険特別会計補正予算（第4号）」については原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第9号

○議長（田中達美君） 日程第19「議案第9号 平成17年度江田島市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）」についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

曾根市長。

○市長（曾根 薫君） 議案第9号「平成17年度江田島市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）」でございます。

平成17年度江田島市の住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによるというもので、内容につきましては玉井市民生活部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（田中達美君） 玉井市民生活部長。

○市民生活部長（玉井栄藏君） 失礼させていただきます。

それでは「議案第9号 平成17年度江田島市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）」について説明をさせていただきます。

まず、歳入歳出予算の補正でございますが、第1条にございますように、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ520千円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ93,820千円にさせていただくものでございます。

2項にございます歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、第1表といたしまして掲載しておりますので、26ページ、それから27ページの方をお開き願いたいと思います。

まず、歳入の方でございますが、1款1項の県補助金2,892千円の減額でございます。これは補助金の確定によるものでございます。

次に、2款1項の繰越金でございます。520千円の増額ということで計上させていただいておりますが、これは決算による繰越額の決定分ということでございます。

3款3項の貸付金元利収入につきましては、2,892千円の増でございます。主な理由といたしましては、繰り上げ償還によるものでございます。

次に、歳出でございます。

1款1項の住宅新築資金等貸付事業費でございます。6,384千円の減額でございます。これは当該事業の事務的経費を計上させていただいておりますものでございますが、主な理由といたしましては、一般会計への繰出金を公債費の方へ充てるために減額をさせていただいたものでございます。

3款2項の公債費でございます。6,904千円の増額計上でございます。主な理由といたしましては、先ほどの貸付事業費での減額をこちらの方で増額をさせていただいたものということでございます。

以上、簡単ではございますが、「議案第9号 平成17年度江田島市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）」の説明を終わらせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（田中達美君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたしました。

これより「議案第9号 平成17年度江田島市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）」についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって「議案第9号 平成17年度江田島市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）」については原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第10号

○議長（田中達美君） 日程第20「議案第10号 平成17年度江田島市漁港管理特別会計補正予算（第1号）」についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

曾根市長。

○市長（曾根 薫君） 「議案第10号 平成17年度江田島市漁港管理特別会計補正予算（第1号）」でございます。

平成17年度 江田島市の漁港管理特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによるというものでございます。

出口産業部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（田中達美君） 出口産業部長。

○産業部長（出口節雄君） ただいま議題となりました「議案第10号 平成17年度江田島市漁港管理特別会計補正予算」の内容についてご説明いたします。

歳入歳出予算の補正、第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,041千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,293千円といたします。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次ページをお開きください。

まず歳入でございますが、3款1項の繰越金1,041千円を補正いたしまして、合計の額を4,041千円といたします。これは平成16年度の繰越金が確定したため、その額を補正するものでございます。

歳入の合計が5,293千円となります。

続いて歳出の説明をいたします。

2款1項の予備費に1,041千円を追加いたしまして、合計を1,608千円といたします。歳出の合計を5,293千円となります。

以上で「議案第10号 平成17年度江田島市漁港管理特別会計補正予算」の説明を終わります。

○議長（田中達美君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたしました。

これより「議案第10号 平成17年度江田島市漁港管理特別会計補正予算（第1号）」についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって「議案第10号 平成17年度江田島市漁港管理特別会計補正予算（第1号）」については原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第11号

○議長（田中達美君） 「日程第21「議案第11号 平成17年度江田島市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

曾根市長。

○市長（曾根 薫君） 「議案第11号 平成17年度江田島市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」でございます。

平成17年度江田島市の公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによるというもので、内容につきましては黒瀬土木建築部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（田中達美君） 黒瀬土木建築部長。

○土木建築部長（黒瀬洋二君） それでは「議案第11号 平成17年度江田島市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」についてご説明いたします。

まず、歳入歳出予算の補正でございます。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,545千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,379,689千円にするものでございます。

以上、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第2表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費第2条地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使

用することができる経費は「第2表 繰越明許費」による。

地方債の補正、第3条、地方債の変更は「第3表 地方債補正」による。

それでは、34ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正でございます。

まず、歳入。

1款1項 分担金、2項 負担金としまして、受益者負担金に相当する額としまして、合計18,193千円を補正いたします。内訳としましては、分担金7,721千円、2項 負担金10,472千円でございます。これは下水道整備に伴う受益者負担金・分担金について、当初はある程度分割納付を想定した分割制度に歳入を組み込んでおりましたけれども、一括納付が増えたために歳入予算を補正するものでございます。

3款1項 国庫補助金3,550千円を補正いたします。これは処理区間の工事の起債等により国庫補助が増加となったものでございます。

4款1項 県補助金7,200千円を補正いたします。これは中山間地域の下水道整備事業に対する県の補助金、これにつきまして追加で補助対象として補助金をいただきましたので、補正するものでございます。

5款1項 一般会計繰入金、これは先ほど一般会計補正予算で説明いたしました一般会計からの繰入金304,512千円を増額しております。その分、歳入の増に伴い、

8款1項 市債、これを342,000千円減額するものでございます。

合計で8,545千円減額となり、歳入総額は1,379,689千円となります。

次に歳出でございます。

1款1項 総務費総務管理費としまして、8,545千円を減額いたします。これは処理浄化センターの運営管理費の減額が主なものでございます。

2款1項 下水道事業費、補正額はゼロでございますが、処理区間、工事区間等の流用等でございますけれども、結果として補正はゼロでございます。

合計、歳出合計としまして8,545千円を減額いたします。

歳出総額は合計1,379,689千円でございます。

次に36ページをお開きください。

繰越明許費でございます。下水道事業の繰越といたしまして、江田島地区につきまして20,000千円、大柿地区の特定管渠保全公共下水道整備につきまして40,420千円を繰越明許費とさせていただきます。

地方債の補正でございます。37ページでございます。

下水道事業債、公共下水道江田島地区におきまして、限度額を103,200千円から44,100千円に減額補正いたします。特定管渠保全公共下水道事業としまして、江田島と大柿それぞれ限度額を156,500千円から32,100千円へ、大柿地区につきましては、269,400千円を110,900千円に、減額するものでございます。

以上でございます。

○議長（田中達美君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

前田議員。

○議員（前田鎮夫君）　　まず、事項別明細の方で209ページの方ですが、補償金6,000千円っていうのが表示してあるんですが、補償金っていうのは一体大きな補償金ですが、一体どういうものの補償なのか、そういう点と、もう1点、繰入金の方で一般会計からの繰入金ということで高額の繰入金があるわけですが、その分だけは逆に事業債の方が減額になっていると。これほど一般会計からの繰入金ができるほど一般会計に余裕があるんかと思うんですが、そうじゃなくて、これはどうも一般会計の方の事業債でいわゆるそのまま繰り入れられるんだろうと思うんですが、よく考えてみますと、建設改良の方で使われるのはいいんですが、もう既に事業は運営されとるわけなんです。この下水事業につきましては、やっぱり特定地域じゃないとまだ恩恵を受けていないわけです。これで恩恵を受けてない地域・・・こんな高額な繰り入れがありますと。実際、受けてない地域はこれほどのように考えたらいいんだろうかという疑問が別に残るわけです。今後どのように説明しますか。

○議長（田中達美君）　　黒瀬土木建築部長。

○土木建築部長（黒瀬洋二君）　　2点ほどございました。まず、補償金につきましては、これは水道移設工事に関する補助金です。

それと、先ほど言いました一般会計からの繰出金、これにつきましては、いろいろ課題がございます。受益者負担金・分担金、下水道使用料の問題、さらに、公共下水道会計の一本化などにより一般会計からの繰出金を明瞭にしていく必要があります。また、繰出しについては、下水道の受益をされていない住民もおりますので、これらの課題について中長期的な見通しの検討を行ってまいりたいと考えています。財政が厳しいという難しい問題もございますが、そういう形で取り組んでまいります。

○議長（田中達美君）　　ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたしました。

これより「議案第11号 平成17年度江田島市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって「議案第11号 平成17年度江田島市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」については原案のとおり可決されました。

日程第 2 2 議案第 1 2 号

○議長（田中達美君） 日程第 2 2 「議案第 1 2 号 平成 1 7 年度江田島市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）」についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

曾根市長。

○市長（曾根 薫君） 議案第 1 2 号「平成 1 7 年度江田島市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）」でございます。

平成 1 7 年度江田島市の農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）は次に定めるところによるというもので、内容につきましては黒瀬土木建築部長をして説明を申し上げます。

よろしくお願いたします。

○議長（田中達美君） 黒瀬土木建築部長。

○土木建築部長（黒瀬洋二君） それでは「議案第 1 2 号 平成 1 7 年度江田島市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）」についてご説明いたします。

まず歳入歳出予算の補正でございます。

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1, 1 8 9 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 0 2, 2 0 9 千円とする。

2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額が「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。第 2 条 地方債の変更は「第 2 表 地方債補正」による。

4 0 ページをお開きください。歳入歳出予算補正でございます。

まず、歳入。

1 款 分担金及び負担金ということで、1 項 農業集落排水事業分担金、これを 1, 8 4 3 千円減額いたします。これにつきましては、下水道整備に伴う受益者分担金、これについて当初予算が見込まれません。これにつきましては、何回も言いましたように、次期、努力して取り組んでまいりたいと思っております。取り組んでまいりたいと思っております。使用料及び手数料ということで、使用料収入は 4, 0 0 0 千円、ここで見込めませんので減額いたします。繰入金、一般会計繰入金としまして、先ほど一般会計補正予算で繰り出して説明しました 1 1 3, 3 5 4 千円を繰入金といたします。

市債、あわせて合計 1 0 8, 7 0 0 千円を減額するものでございます。

歳入合計といたしまして、1, 1 8 9 千円の減額で歳入合計額としましては 7 0 2, 2 0 9 千円でございます。

歳出でございます。

総務費総務管理費としまして、1, 6 8 9 千円を減額するものでございます。これは主に浄化センターの運転管理費等を減額をするものでございます。

2 款 1 項 事業費ということで 5 0 0 千円。これは人件費等の支出でございます。合わせて歳出合計 1, 1 8 9 千円を減額しまして、歳出合計が 7 0 2, 2 0 9 千円でございます。

42ページでございます。地方債の補正でございます。

下水道事業債として沖美地区、限度額を203,400千円から94,700千円に減額補正するものでございます。

以上でございます。

○議長（田中達美君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたしました。

これより「議案第12号 平成17年度江田島市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって「議案第12号 平成17年度江田島市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」については原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第13号

○議長（田中達美君） 日程第23「議案第13号 平成17年度江田島市地域開発事業特別会計補正予算（第1号）」についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

曾根市長。

○市長（曾根 薫君） 議案第13号「平成17年度江田島市地域開発事業特別会計補正予算（第1号）」でございます。

平成17年度江田島市の地域開発事業特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによるというもので、内容につきましては、黒瀬土木建築部長をして説明申し上げます。

○議長（田中達美君） 黒瀬土木建築部長。

○土木建築部長（黒瀬洋二君） それでは「議案第13号 平成17年度江田島市地域開発事業特別会計補正予算（第1号）」をご説明いたします。

まず、歳入歳出予算の補正でございます。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11,546千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74,286千円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

44ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正でございます。

まず、2款繰入金1項一般会計繰入金としまして、10,309千円を減額いたします。これは小用地区開発事業に対する一般会計の繰入金の減額でございます。

3款繰越金でございます。27,985千円を補正しております。これは前年度の地域開発事業特別会計からの繰越金でございます。

諸収入としまして、4款諸収入としまして受託事業収入、これを830千円ほど減額いたします。これは小用地区開発事業につきまして、県からの埋め立て免許の竣工認可、この業務をアロケーションとして予定しておりますけれども、これがまだ完了しないことにより、減額するものでございます。

5款市債としまして、5,300千円を減額いたします。

合計11,546千円を補正いたしまして、歳入合計が74,286千円でございます。

歳出でございます。

1款地域開発事業費1項地域開発事業費としまして、21,673千円。これはアカハ子地区の地域開発事業につきまして、当時委託料等の減額等がございますけれども、先ほど歳入のとき説明いたしました16年度からの繰越金、これにつきまして特別会計から一般会計への繰出金としまして、27,453千円を組んでおります。合わせて合計21,673千円の合計でございます。

公債費としまして、10,127千円を減額いたしました。これは公債費の償還金、元金の減額でございます。合わせて歳出合計が11,546千円でございます。補正後の合計額は74,286千円でございます。

46ページ、第2項地方債の補正でございます。地域開発事業債、臨海土地造成小用地区開発事業としまして、限度額を17,700千円から12,400千円に減額補正するものでございます。

以上でございます。

○議長（田中達美君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたしました。

これより「議案第13号 平成17年度江田島市地域開発事業特別会計補正予算（第1号）」についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって「議案第13号 平成17年度江田島市地域開発事業特別会計補正予算（第1号）」については原案のとおり可決されました。

13時30分まで休憩いたします。 （休憩 11時59分）

[15番 新家勇二議員 出席]

休憩を解いて会議を続けます。 （再開 13時28分）

日程第24 議案第14号

○議長（田中達美君） 日程第24「議案第14号 平成17年度江田島市公共下水道事業（能美地区）会計補正予算（第4号）」についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

曾根市長。

○市長（曾根 薫君） 「議案第14号 平成17年度江田島市公共下水道事業（能美地区）会計補正予算（第4号）」でございます。

内容につきましては、土木建築部長をして説明申し上げます。

よろしくお願いたします。

○議長（田中達美君） 黒瀬土木建築部長。

○土木建築部長（黒瀬洋二君） それでは「議案第14号 平成17年度江田島市公共下水道事業（能美地区）会計補正予算（第4号）」をご説明いたします。

補正予算書1ページをご覧ください。

第2条、平成17年度江田島市公共下水道事業（能美地区）会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入といたしまして、下水道事業収益を3,410千円減額いたしまして、合計額を209,254千円でございます。その内訳は営業収益、営業外収益でございます。

内容は一般会計からの補助金、もしくは消費税の還付金等の減額でございます。

支出でございます。

下水道事業費用としまして、1,459千円減額いたしまして、合計額が198,585千円でございます。内訳といたしましては、営業費用、営業外費用、ご覧のとおりでございます。内容は運転管理事業費に関するものでございます。

第3条、第4条本文かっこ書き中、当年度分損益勘定留保資金50,307千円を当年度分損益勘定留保資金48,307千円に改め、資本的支出を次のとおり補正する。内容としまして収入、資本的収入としまして、補正額は56,900千円減額しまして、補正後収入としまして740,414千円でございます。内容としましては、企業債・国庫補助金・県補助金・負担金、記載のとおりでございます。

支出としまして、資本的支出５８，９００千円減額いたしまして、補正後８２３，９１７千円、建設改良費でございます。内容としましては、工事費の減額でございます。

第４条、予算第５条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。

補正前限度額２０７，０００千円を補正後限度額１６６，２００千円とします。

第５条、予算第８条に定めた他会計からの補助金を次のとおり補正する。一般会計補助金１，１５５千円を減額いたしまして、補正後１２１，８３２千円といたします。

なお、先ほど一般会計補正予算のときに説明しましたが、一般会計からの繰出金１，４５５千円でございますけれども、１００万円ほど歳入に不足いたしますのは、決算に向けて支出の節減に努力してまいります。

以上でございます。

○議長（田中達美君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたしました。

これより「議案第１４号 平成１７年度江田島市公共下水道事業（能美地区）会計補正予算（第４号）について」を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって「議案第１４号 平成１７年度江田島市公共下水道事業（能美地区）会計補正予算（第４号）」については原案のとおり可決されました。

日程第２５ 議案第１５号

○議長（田中達美君） 日程第２５「議案第１５号 江田島市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例案について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

曾根市長。

○市長（曾根 薫君） 「議案第１５号 江田島市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例案について」でございます。

公の施設の指定管理者について地方自治法の一部を改正する法律が、平成１５年６月１３日に公布をされ、平成１８年９月１日から施行となることに伴い、指定管理者の指定の手續等について、条例を制定する必要がありますので、地方自治法第９６条第１項

第1号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

内容につきましては田口総務部長をして説明を申し上げます。

○議長（田中達美君） 田口総務部長。

○総務部長（田口宜久君） まず最初に、基本的な考え方について説明させていただきます。

平成15年に地方自治法の一部を改正する法律が施行され、公の施設の管理について、これまでの管理委託制度が廃止され、地方公共団体が指定する指定管理者に代行させる指定管理者制度が導入されました。これにより、従来は地方公共団体の管理権限の下で、市が出資していた法人、公共団体及び公共的団体に限定されていた公の施設の管理については、今後民間業者等についても指定管理者として代行させることが可能となりました。また、施設の使用許可を行わせることや、使用料、また利用料等を指定管理者の収入とさせることも可能となりました。

指定管理者制度の主なものは、多様化する住民ニーズによる効果的・効率的なものに対応するため、それから、住民サービスの向上を図るため、3つ目に経費の節減等を図ることを目的とされたものであり、地域の活性化、行財政運営の効率化への効果が期待されておるものでございます。

本市におきましても、当該制度に係る地方自治法改正の経過措置期限である平成18年9月までに主として、現在管理委託しておる施設について指定管理者による管理とするか、直営とするかについて、早急な検討が必要となっておりますのでございます。

また、現在直営で管理している施設についても、適正かつ効率的な管理方法等を検討し、市が直接管理すべき施設や回避すべき施設などを除き、指定管理者制度の導入について検討していく必要があると考えております。

しかしながら、指定管理者制度は本市にとって新しい取り組みであるので、今後事務を進める中で問題点などご意見をいただき、さらに検討をして改善を図っていくものでございます。

今後のスケジュールでございますが、3月本議会で指定管理者手続条例を制定し、6月議会で各施設の設置及び管理条例の一部の改正を行いたいと考えており、9月1日から可能であれば指定管理者による管理を予定しておるものでございます。

現在、本市がっております公の私施設の状況でございますが、設置数が387、うち管理委託によって管理しておる施設が17。したがって、370の施設が現在直営でございます。そういうものをこれから検討していきたいというふうに考えております。

21ページをお願いいたします。

条例案についてでございます。

第1条 趣旨から始まり、第13条 委任規定までとし、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行する。なお、参考として8条からなる附則案も添付しておりますので、ご覧いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（田中達美君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

新家議員。

○15番（新家勇二君） 先ほど説明がありました、残り370の施設があるようでしたが、おおむね仮に指定管理者制度を制定した後に、比較した場合にどの程度費用が削減できそうか、予想でもいいんですが、大体わかる範囲で答えていただきたいと思えます。

○議長（田中達美君） 田口総務部長。

○総務部長（田口宜久君） 現在、公共的団体に管理している施設については、原則として引き続き指定管理者の候補案として議会の議決を得ることを考えておりますが、この場合、基本的には経費の大幅な削減は見込まれにくいのではなかろうかと思っております。

地方自治法上の考えで、管理委託はできないため、指定管理者による管理の委任という手続になるかと思っておりますので、大幅な削減は非常に難しいところがあるというふうに考えております。

○議長（田中達美君） 山木議員。

○17番（山木信勝君） この条例は公布の日から施行することになっておりますが、このたびの手続条例いうのを、じゃあ9月1日から手続きができるようになる。この間、どうされる、その期間は手続きはできない。それがまず1点と、21ページの第2条に、ただし、特別の事情があると認める場合はこの限りではない。これはどういうこと。

○議長（田中達美君） 総務部長。

○総務部長（田口宜久君） 2条のただし特別の事情がある場合は、この限りでないというところから答弁させてください。例えば、今市に、本市においては葬祭センターを管理委託しております。これにつきましては、指定管理者制度になり得るものでないというような県の指導等もありまして、そういうものも踏まえての条文規定というふうにご理解をいただきたいと思えます。

それから、先ほど申しましたように、3月の本議会でいわゆる指定管理者の手続に関する条例を審議していただき、6月に設管条例と我々言うておりますが、設置及び管理条例、この一次改正をし、公募をし、9月からこの制度の運用を図るという、一段ロケット、二段ロケット、三段ロケットというふうな考え方をしていただければ、よりわかりやすいではなかろうかというふうにご考えておるところでございます。

○議長（田中達美君） ほかにありませんか。

前田議員。

○3番議員（前田鎮夫君） 一つ説明してください。この規定、附則を見ますと、万一ですね、これ法人がこの指定管理者になられたときに、例えば倒産というようなことが、絶対、仮の話ですから、あってはならないですが、あったときの被害いいますか、賠償いいますか、そういうものを罰則規定はこれ、すみません、ないようなんですが、これはどのように考えておられるのか。

だれでも万一のことがありますので、そこらは。

○議長（田中達美君） 田口総務部長。

○総務部長（田口宜久君） ご懸念の件につきましては理解できますが、一応公募して、うちの方で審議をする段階で、いろいろそういう財務内容であるとか、能力等の問題について審議をして、事務・事業の執行に支障を来さないような方策を考えておるところでございます。

○議長（田中達美君） 前田議員。

○3番（前田鎮夫君） 現在でしたら、公費の収入になっております、これ料金収入とは全面的に委託されるということになりますと、例えばある事業を管理者がその公的料金、現在でしたら公的料金ですがね、料金収入があったもので、何か事故があって、これが入らなくなったとき。こういうときには例えば保険制度とかなんとかいうことを想定されるのかどうか。そこらも。

○議長（田中達美君） 田口総務部長。

○総務部長（田口宜久君） これからこの仕事をしていく上において、県等とも、また類似団体ともそういった情報収集を図って、そういった危惧がないように頑張りたいと思いますので、ご理解ください。

○議長（田中達美君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたしました。

これより「議案第15号 江田島市公の施設の指定の手続等に関する条例案について」を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって「議案第15号 江田島市公の指定管理者の指定の手続等に関する条例案について」は原案のとおり可決されました。

日程第26 議案第16号

○議長（田中達美君） 日程第26「議案第16号 江田島市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例案について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

曾根市長。

○市長（曾根 薫君） 「議案第16号 江田島市国民保護対策本部及び緊急対処事

態対策本部条例案について」でございます。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律が施行されたことに伴い、国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部の組織を整備するための条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によって、議会の議決をお願いするものでございます。

よろしく願いいたします。

内容につきましては、田口総務部長をして説明申し上げます。

○議長（田中達美君） 田口総務部長。

○総務部長（田口宜久君） 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、以下ここでは国民保護法と呼ばさせていただきます。が、平成16年9月17日施行に伴い、今般、本市においても関係条例を制定する必要があるので、審議をお願いするものでございます。

既にご承知かとも思いますが、国民保護法の趣旨・目的は武力攻撃事態等において、武力攻撃から国民の生命・身体及び財産を保護し、国民生活に及ぼす影響を最小にするため、国・地方公共団体等の責務・避難・救護・武力攻撃災害への対処等の措置を規定したものでございます。

これらを受けまして、29ページ・30ページに条例案を載せております。

まず第1条の目的でございます。本市国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部を設置することを記述しております。

第2条は組織でございます。市長を本部長とするものの体制づくりでございます。

第3条は会議で、第4条及び第5条はより効率的な運用を図るため、部の設置や現地対策本部について規定しておるものでございます。

第6条は雑則規定で、第7条は準用規定でございます。

附則といたしまして、この条例は平成18年4月1日から施行するものでございます。なお、この条例にかかわっての本市の任務の主なものでございます。

1 武力攻撃に伴う被害の最小化では退避の指示と応急措置、警戒区域の設定、消防活動、廃棄物の処理でございます。2番目の避難、救護では、避難住民の誘導などが挙げられております。

以上で説明を終わります。

○議長（田中達美君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたしました。

これより「議案第16号 江田島市国民保護対策本部及び緊急対象地帯対策本部条例案について」を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。

よって「議案第16号 江田島市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例案について」は原案のとおり可決されました。

日程第27 議案第17号

○議長（田中達美君） 日程第27「議案第17号 江田島市国民保護協議会条例案について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

曾根市長。

○市長（曾根 薫君） 「議案第17号 江田島市国民保護協議会条例案について」でございます。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律が施行されたことに伴いまして、広く住民の意見を求め、国民保護のための措置に関する施策を総合的に推進するための協議会を設置する条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

内容につきましては、田口総務部長をして説明申し上げます。

○議長（田中達美君） 田口総務部長。

○総務部長（田口宜久君） 本条例は先の江田島市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例と関連があるものでございます。すなわち、通称国民保護法の第40条第8項の規定に基づく、市町村協議会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるというものに基づいて設置するものでございます。

条例の内容につきましては32ページをお願いします。

第1条では目的を定めております。第2条から第6条までは組織及びその運営について規定をしております。第7条は雑則でございます。附則といたしまして、この条例は平成18年4月1日から施行するものでございます。なお、第2条の委員につきましては本市の防災会議の委員、現在も27名委嘱しておりますが、重複してもよいとの内諾を県から受けておりますので、それらを視野に入れながら委嘱してはどうかというふうに考えておるところでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（田中達美君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。
これをもって討論を終結いたしました。
これより「議案第17号 江田島市国民保護協議会条例案について」を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。
よって「議案第17号 江田島市国民保護協議会条例案について」は原案のとおり可決されました。

日程第28 議案第18号

○議長(田中達美君) 日程第28「議案第18号 江田島市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例案について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

曾根市長。

○市長(曾根 薫君) 「議案第18号 江田島市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例案について」でございます。

自治会・町内会等の地縁による団体が、地域的な共同活動のための不動産または不動産に関する権利等を保有するために必要な印鑑の登録及び証明について、地方自治法第260条の2の規定により、市長の認可が必要なため、条例を制定する必要がありますので、同法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

内容につきましては、田口総務部長をして説明申し上げます。

○議長(田中達美君) 田口総務部長。

○総務部長(田口宜久君) 最初にお断り申し上げます。まことに申しわけございません。41ページの本条例施行規則案が重複してつづっておりました。削除してください。よろしくお願いいたします。

「江田島市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例」でございます。条例の内容に入る前に、この条例の趣旨などについて説明させていただきます。

自治会や市民会などが、土地などの不動産を所有している場合、会長や役員などの個人名義で登記されていたり、共有名義になっていたりがあります。こうしたことから、個人の財産と混同されたり、誤って処分されたり、相続登記が困難になったりするなど、さまざまな問題が生じています。

この問題を解決するために、市長の認可を受けた認可地縁団体として不動産に関する

権利等を保有する、すなわち不動産の登記をすることができることが可能にする条例案でございます。

条例の内容につきましては、第1条 趣旨から第17条委任規定までとなっております。附則といたしまして、この条例は平成18年4月1日から施行するものでございます。

次に、第3条登録申請の事務は総務部企画振興課で行い、第15条手数料は市手数料条例の印鑑証明手数料条例を引用して1件200円とさせていただきます。なお、先ほどの40ページから、同条例の施行規則案を参考資料として添付しておりますので、よろしく願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（田中達美君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたしました。

これより「議案第18号 江田島市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例案について」を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって「議案第18号 江田島市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例案について」は原案のとおり可決されました。

日程第29 議案第19号

○議長（田中達美君） 日程第29「議案第19号 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例案について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

曾根市長。

○市長（曾根 薫君） 「議案第19号 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例案について」でございます。

日米安保条約並びに合衆国軍隊の地位協定に伴う地方税法の臨時特例に関する法律に

基づき、合衆国軍隊の構成員等の軽自動車税の賦課徴収について、条例を制定する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

内容につきましては、玉井市民生活部長をして説明申し上げます。

○議長（田中達美君） 玉井市民生活部長。

○市民生活部長（玉井栄藏君） それでは失礼いたします。まことに申しわけございませんけれども、説明の前に訂正をお願いいたします。46ページの方をお願いいたします。様式の1号・2号の関係条文の表記でございます。かっこ書きでの条文第4条とありますのを第5条と訂正をしていただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。申しわけございません。

それでは「議案第19号 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例案について」説明の方をさせていただきます。

先ほど市長の提案理由にもありましたように、合衆国軍隊の構成員等の軽自動車税の賦課徴収につきましては、地方税法の臨時特例に関する法律の規定に基づき、地方税法第151条または第446条の規定にかかわらず、地方団体の条例で定めることによって、証紙徴収の方法によらなければならないとなっております。

このたび、条例で定めることの必要に気づいたということで、条例制定の提案をさせていただきます。

条例の内容につきましては、次の44ページの方をお開き願いたいと思います。

第1条 目的でございます。日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴い、軽自動車税の徴収について、江田島市税条例の特例を設けるものでございます。

第2条につきましては、用語の意義でございます。

第3条は軽自動車税の税率として、軽自動車税の年額を定めたものでございます。45ページの方、次のページの方をお願いいたします。

第4条は徴収の方法、第5条は徴収の手続、最後に第6条でございますが、委任規定を定めたものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成18年4月1日から施行するというものでございます。また適用といたしまして、この条例の施行日までに、市税条例及び合併前の江田島町税条例の規定によりなされた特例法第4条第1項の規定により、アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の手続、その他の行為は、この条例の規定によりなされたものとみなす、ということでございます。

46ページにつきましては、様式といたしまして、第5条関係にかかります証紙・検印を示したものでございます。

以上で議案第19号の説明を終わります。

よろしくをお願いいたします。

○議長（田中達美君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山木議員。

○17番（山木信勝君） 条例を忘れとったということで、今までにいただいておりますのは45ページ、附則の適用であれでまぬがれる。

○議長（田中達美君） 玉井市民生活部長。

○市民生活部長（玉井栄藏君） 今山木議員さんご指摘のことは、今まで免除いたしましたものはどのようになるかということだろうと思います。今いろいろ調べてみましても、一応条例の制定というものが原則でございます。しかしながら、地位協定、13条に基づきます事務次官通達をもって減免ということがあることから、一応今まで減免してきておったことについても違法性はないというようにお聞きしております。ご理解を賜りたいと思います。

○議長（田中達美君） ほかにありませんか。

石下議員。

○12番（石下洋子君） 税額が日本の税と違うのはどうしてでしょうか。

○議長（田中達美君） 玉井市民生活部長。

○市民生活部長（玉井栄藏君） これまあ、税額が違うということですけども、これはなぜかと言われましたら私もよくその件についてのお答えはできませんけども、一応法律、臨時特例に関する法律の中で定められておることでございます。

○議長（田中達美君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたしました。

これより「議案第19号 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例案について」を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって「議案第19号 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例案について」は原案のとおり可決されました。

日程第30 議案第20号

○議長（田中達美君） 日程第30「議案第20号 江田島市暴走族追放条例案について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

曾根市長。

○市長（曾根 薫君） 「議案第20号 江田島市暴走族追放条例案について」でございます。市、事業者、市民及び交通安全関係機関・団体等が一体となって暴走族追放を推進をし、市民生活の安全と平穩に寄与し、及び少年の健全な育成を図ることを目的とした条例を制定する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によって、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、玉井市民生活部長をして説明申し上げます。

○議長（田中達美君） 玉井市民生活部長。

○市民生活部長（玉井栄藏君） それでは失礼させていただきます。

「議案第20号 江田島市暴走族追放条例案について」ご説明をさせていただきます。

この条例は暴走行為の通報件数が直近に非常に多いこと、また市内ほか他地域ではございますが、暴走族加入者がいるということ、これから暴走族を結成しようとする動きがある等のことから、結成の阻止を図り、青少年の問題行動や非行につきまして、地域関係団体との連携により、安全な生活の確保のために、地域での解決を目指していくために制定をさせていただくものでございます。

内容につきましては、48ページをお願いいたします。

第1条は目的でございますが、暴走族追放を推進し、もって市民生活の安全と平穩に寄与し、及び少年の健全な育成を図ることを目的とするものでございます。

第2条、定義につきましては用語の意義を定めたものでございます。

第3条から第8条、これは50ページの上段あたりのところまでになりますけれども、8条までにつきましては、市・市長・保護者、それから学校・職場等、事業者・運転者等の責務をうたったものでございます。

第9条は重点地域の指定をしております。

第10条につきましては、この重点地域指定の解除でございます。

第11条は重点地域におけます措置でございます。

それから、51ページになります。12条につきましては、関係行政機関に対する協力要請。

それから、13条につきましては委任事業でございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するというものでございます。

以上で「議案第20号 江田島市暴走族追放条例」の説明を終わらせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（田中達美君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。
これをもって討論を終結いたしました。
これより「議案第20号 江田島市暴走族追放条例案について」を起立により採決いたします。
本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。
(起立全員)

起立全員であります。
よって「議案第20号 江田島市暴走族追放条例案について」は、原案のとおり可決されました。

日程第31 議案第21号

○議長(田中達美君) 日程第31「議案第21号 江田島市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例案について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

曾根市長。

○市長(曾根 薫君) 「議案第21号 江田島市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例案について」でございます。

障害者自立支援法が平成18年4月1日から施行されることに伴い、市の障害程度区分認定審査会委員の定数を定めるため条例を制定する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によって議会の議決をお願いするものでございます。

内容につきましては、横杉福祉保健部長をして説明申し上げます。

○議長(田中達美君) 横杉福祉保健部長。

○福祉保健部長(横杉哲治君) 「議案第21号 江田島市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例案について」ご説明を申し上げます。

53ページをお開きください。

まず第1条で審査会の委員の定数を10人以内とすると定めてございます。

次に第2条は、規則への委任ということでございます。

次に54ページをお開きください。参考資料といたしまして、江田島市障害程度区分認定審査会に関する規則案を付けております。ご覧いただきたいと思っております。

この附則案のまず第1条で趣旨を規定をしておりまして、第2条で合議体に関する規定を設けてございます。2条の第1項は合議体を組織をいたしまして、第2項で合議体の委員定数を10人以内、さらに第3項で合議体は審査会の会長が招集する旨を定め、第4項で合議体の長の事務、第5項で合議体の長にかかわるときの職務代行規定を定めているものでございます。

また、第3条は審査会の庶務、第4条は審査会の運営についてそこにそれぞれ定めて
ございます。

それでは53ページにお戻りください。

附則といたしまして、この条例の施行期日を平成18年4月1日としております。

それから、附則第2項に、審査会はこの条例の施行前においても審査判定業務その他
の必要な行為を行うことができる旨の準備行為について定めているところでございます。

以上で「議案第21号 江田島市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条
例案について」の説明を終わらせていただきます。

○議長（田中達美君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたしました。

これより「議案第21号 江田島市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める
条例案について」を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって「議案第21号 江田島市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条
例案について」は原案のとおり可決されました。

日程第32 議案第22号

○議長（田中達美君） 日程第32「議案第22号 江田島市部設置条例の一部を改
正する条例案について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

曾根市長。

○市長（曾根 薫君） 議案第22号「江田島市部設置条例の一部を改正する条例案
について」でございます。

危機管理に関する事務及び防災に関する事務を総務部において行うことに伴い、現行
条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定に
よって議会の議決をお願いするものでございます。

内容につきましては、田口総務部長をして説明申し上げます。

○議長（田中達美君） 田口総務部長。

○総務部長（田口宜久君） この議案は、先ほど審議いただきました議案第16号江田島市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例案についてと、議案第17号江田島市国民保護協議会条例案についての部分と関連があるものでございます。

すなわち、市長の政治公約のときに、安全・安心のまちづくりがありました。市民生活部生活安全対策室では、従来どおり交通・防犯等の安全対策について事務を担当いたします。今般通称「国民保護法」についても本市で運用することになりましたので、それらを踏まえ、消防本部で事務をとっていましたが防災事務とその危機管理業務を総務部で一元的に運用をし、消防本部及び消防署は1号部隊として活動に専念していただくことと考えておりますので、それに伴う条例改正でございます。

江田島市部設置条例の一部を次のように改正する。

第2条 総務部の項中第14号を第16号とし、13号の次に次の2号を加える。

14号 危機管理に関すること、15号 防災に関すること。

附則、この条例は平成18年4月1日から施行する。

以上でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（田中達美君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたしました。

これより「議案第22号 江田島市部設置条例の一部を改正する条例案について」を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数であります。

よって「議案第22号 江田島市部設置条例の一部を改正する条例案について」は原案のとおり可決されました。

2時30分まで休憩いたします。

（休憩 14時18分）

休憩を解いて会議を続けます。

（再開 14時30分）

日程第33 議案第23号

○議長（田中達美君） 日程第33議案第23号 江田島市支所、出張所及び連絡所設置条例の一部を改正する条例案について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

曾根市長。

○市長（曾根 薫君） お疲れでございますが、よろしくお願いたします。

ただいま上程になりました「議案第23号 江田島市支所、出張所及び連絡所設置条例の一部を改正する条例案について」でございます。

鷲部出張所、宮ノ原出張所、大君連絡所及び飛渡瀬連絡所を平成18年9月30日で廃止することに伴い、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして議会の議決をお願いするものでございます。

内容につきましては、田口総務部長をして説明申し上げます。

○議長（田中達美君） 田口総務部長。

○総務部長（田口宜久君） 61ページの参考資料をお開きください。

アンダーラインを引いているところ、すなわち江田島市鷲部出張所、同宮ノ原出張所、同大君連絡所、飛渡瀬連絡所を削るものでございます。

59ページにお戻りください。

江田島市支所、出張所及び連絡所設置条例の一部を改正する条例。

江田島市支所、出張所及び連絡所設置条例の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。別表の中身の説明は省略させていただきます。

附則といたしまして、この条例は平成18年10月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（田中達美君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

石下議員。

○12番（石下洋子君） 10月1日より鷲部・宮ノ原の出張所、飛渡瀬・大君連絡所を廃止する理由をお聞かせください。

○議長（田中達美君） 津山助役。

○助役（津山直登君） 先ほどの提案理由では内容だけを説明いたしましたので、ちょっと背景も含めまして、全体的な説明をさせていただきたいというふうに思います。

ご承知のように合併をいたしまして、合併の目的と申しますのは合併することにあるわけではなくて、合併によりまして地方自治体としての行財政基盤をきっちりとしたものにして、今後の複雑多様化するあるいは広域化する行政需要に対応して新しいまちづくりを進めていこうということにあるわけでございます。そういう意味で行財政改革の推進につきましては、昨年来、議会の方からもご指摘をいただきまして、我々としてもいろんなお話を検討してまいりました。

その中で、行政組織のあり方、これにつきましてはやはり職員数、これは正職員だけではなくて、臨時職員、嘱託員等を含めまして人件費の削減ということでこれは強いご指摘をいただいております。そういう観点から、あるいは行政組織のスリム化ということもございまして、そういうこと等をいろいろ検討する中で、本市の出張所、連絡所のあり方についても当然その議論を行いました。

一つは勉強して状況を調べてみますと、例えば類似する団体等ですね、例えば合併をいたしました他団体を見てみますと、直近で言いますと安芸高田市、これは面積が538平方キロということで本市の約5倍ございますけれども、支所が5つ、これは合併自治体それぞれに一つ、支所が5つあるだけでございます。それから、北広島町も645平方キロということで本市の6倍強ございますけれども、支所が3つに出張所が2つとこういうことでございます。それから、よく類似団体で竹原市、これは面積が本市とほぼ似ておりますので、状況を調べてみますと、支所が1つに出張所が2つといったような状況の中で、本市の場合にはもちろん歴史的な経緯もございますけれども、支所が3つ、プラス三高を入れれば4つということになりますか、それから出張所・連絡所が15ということで、突出しておるといふ状況にございました。

それから、取扱い件数を調べてみました。状況を見ますと、大体月平均数件から大きいところでは200件弱ということになっておりますけれども、1世帯当たり年間の利用件数が1件あるいは1件足らずという状況にございました。

そういう中で出張所の主な業務というのは住民票あるいは印鑑証明等の証明発行事務といたしますか、そういうのが中心となっておりますが、そういうものの今のような取扱い件数の中で言いますと、費用対効果と言いますか、1件当たりの発行コストが非常に高いという状況になっておりますので、基本的に出張所・連絡所のあり方につきましては、基本的にはやはり今の段階の中では廃止せざるを得ないのじゃないかという基本的なスタンスを持つに至りました。

ただ、そういう中でこれまでの経緯もございますので、急に廃止をするというのはいかがなものかということで、支所長等も含めまして、中でいろいろ議論をいたしました。

一つは、今の事務量そのものが、非常に先ほど言いましたように多いところでも月平均が200件弱ということになると日々10件弱と。少ないところでは1日1件あるかないかという状況になっておりますので、開所時間そのものを当面半日にさせていただいたらどうかと。こういう発行事務につきましては、年間、先ほど言いましたように、そんなに多くあるわけではございませんし、急にということはほとんどないということで、場合によっては支所あるいは本所でも対応できますので、全くその行政サービスが無くなるということではなくて、ある意味で二重行政、三重行政になっているものでございますので、とりあえず半日勤務にさせていただきたいということでございます。

それともう一つは、先ほど言いましたように将来の廃止・統合をにらんだときに、先ほど申し上げました宮ノ原・鷺部・大君につきましては、そのの所管する所管と言いますか、地域の世帯数に比べましたら、利用件数が他の出張所等に比べて非常に低いという状況にございます。これはやはりいろんな人の動き方とか動線とか交通事情等あるでしょう。支所とか本所を利用されてるんじゃないかと思っておりますけれども、いずれにいたしましても、他の支所に比べますと、当該所管する出張所当たりの利用件数が低いという部署です。

それからもう一つ、飛渡瀬と江南につきましては、これはもう今現在でも県道を挟みまして、ある意味一体的な本市の中央部になりますけれども、今後とも一体的な発展を目指していかなければいけない地域ということで、あそこにつきましてはトータルで言い

ますと2,000世帯余りになりまして、かなり大きなものになりますけれども1カ所程度ということで統合させていただきたいと。これはどちらにするかという問題なんですけれども、今の交通事情等を総合的に勘案をいたしまして、江南の方へ統合をさせていただきたいということ等々を考えまして、今回の提案ということに至ったわけでございます。

よろしくお願いたします。

○議長（田中達美君） 石下議員。

○12番（石下洋子君） 市は費用対効果からいって、非常に効率が悪いと。比較的支所に近いということで廃止すると言われましたけれども、本来出張所というのは、住民の利便性を考慮して設置されているもので、経済的効率が悪いから廃止してよいというものではありません。

それから、高齢者がますます増えているこの時期、住民にとって出張所は今まで以上に大事なものです。何よりも優先すべきものであると思います。

次に、出張所は役場の窓口としての事務だけを担っているわけではありません。出張所は住民の身近な相談所であり、精神的な支えであります。また、区の行事などの連絡調整、関係事務の処理など、その地区のセンターの役割を果たしています。出張所の廃止に多くの地域住民が危機感を持って反対しているのはまさにこの点で、地域のセンターがなくなることに反対しているのです。今ある出張所の働きより、地域を支えていくために、もっと強力な手だてがあるかと住民は問うているのだと思います。

市長は常に地域づくり、地域のコミュニティの活性化が市の活性化につながるので、地域のコミュニティづくりに力を入れたいと言っておられますが、地域のセンターである出張所をなくして、市長はどのようにして地域を活性化していこうと考えておられるのでしょうか。

そこでお尋ねします。

住民の利便性を最優先すべきではないかというふうに思いますが、どうでしょうか。

それから、出張所を廃止して、今まで出張所が果たしてきた地域のセンターとしての役割に代わるようなもの、地域づくりの手だてを行政としてどのように保障していこうと考えておられるか、この2点についてお尋ねします。

○議長（田中達美君） 津山助役。

○助役（津山直登君） 2点のお尋ねがございました。

一つは利便性の問題でございます。この点につきましては、先ほど申し上げましたけれども、今現在あるということ的前提をいたしますと、例えば支所に行ってくださいということになりますと距離も遠くなりますから、そういう意味での利便性というのは低くなるかもわかりませんが、先ほど申し上げましたように、住民サービスという意味では年間世帯当たり1件利用するかしないかというサービスを、これだけの高コストでやるということを実際に住民の皆さんが選ばれるのか、あるいは今のような財政状況に限られた中で、そういうサービスよりももっとほかのサービスに財政的に与えてやるべきではないかと、そのあたりはサービスの選択の問題になると思うんです。ですから、そういう意味で我々といたしましては、今のような機能につきましては、ある程度

支所に、他団体を見ましても支所に集約をしていくという状況の中で、本市だけがそれじゃあそれだけの二重行政をやれるだけの財政的体力があるかどうかという非常に疑問でございます。そういう意味での選択の問題ということになろうかと思いたすけれども、我々としては単純に行政サービスが下がったというふうには理解してなくて、その分をまたもつと費用対効果の高いサービスに割り振っていくというふうにご理解いただければというふうにご考えております。

それから、地域の拠点という意味、地域コミュニティの育成につきましては、市長等々昨年来ずっと申し上げておりますように、最もまちづくりの基本で、これからの最重点課題でございますので、力を入れていく、これは当然でございます。ただ、出張所、今の連絡所の機能というのは、そういう地域コミュニティの核というですね、本来の役割は、過去はどうだったかわかりませんが、今現在はそういう役割を持っておりません。一部、実体的にサービスをいろんなサービスを行われたということがあるかもわかりませんが、そこはむしろこれからは役所の仕事は役所の仕事としてきちっとやっていく、住民の皆さんの自治会活動は自治会活動としてきちっと自助努力の中でやっていただく、このきちとした線引きがないと、お互いに甘えあったり、対立したりというようなことでは、健全な育成というのは図れないということで、この点につきましては、今現在の実態をやはり改めて知っていただく方向で、我々としては対応していくべきかと思いたす。

ただ、地域コミュニティにつきましては、いろんな支援活動等もこれからやっていきますし、合併によりまして基金等も造成をしております。そういうふうなはいちも伝えまして、いろんなまちづくり議論については最大限の支援をしていくということは変わりはございませんし、地域コミュニティということでは、例えば公民館とかいろんな公共施設もございまして、そういうのも活用しながらやっていただきたい。場合によっては今出張所があるような場所を地域の活動の場として使いたいということであれば、跡地利用としてそういうものも考えていきたいというふうにご考えております。

○議長（田中達美君） 石下議員。

○12番（石下洋子君） 今のお答えは住民が納得するものではありません。現在、やはりコミュニティで出張所の果たしている役割というのは随分大きなものがあるわけですが、実際に。その今の出張所の機能、出張所でコミュニティを援助して下さっている実態があるのに、それを除けて、その他の代替りのものをさまざま考えていると言われましても、それはなかなか納得できないところでございます。

今やってるコミュニティ活動の出張所がなくなったら難しくなると思うんです。随分出張所の方がいろんな面で事務連絡とか調整をやっているわけです。なぜ地域の住民がこの出張所に対してそのように反対されるかと言いますと、やはり不安に思っているわけです。地域の拠点がなくなると。そこの地域の拠点をどのように保障するかということをはっきりしていただければ、ある程度納得いくんじゃないかと思いたすけど、今の説明ではきちっと行政の働きと地域のコミュニティは別の問題と考えるていただきたいと言われたら、地域の方は非常に不安に思うわけです。きちっとそこんところを、私の言いたいことがきちっと言えないんですが、コミュニティをつくるというのはやはり行政の

責任だと思うんですよね。その責任を放棄するんじゃないかと言いたいわけです。出張所を廃止したそれに代わるきちっとどのように地域の活動を保障していくのかというのを、きちっと答えていただきたいと思うんです。市長、どうでしょうか。

○議長（田中達美君） 津山助役。

○助役（津山直登君） 先ほどの答弁の延長になるんですけれども、今の本市における今の出張所・連絡所の役割と申しますのは、基本的には各種証明事務等の発行事務が中心でございまして、そういうものがより近いところがいいだろうということで、過去からの経緯もあって、合併時にも整理がなかなか難しい中で今現在に至っている状況の中で、そういう行政組織としてそういう機能を残すかどうかという議論をしているわけです。本来、そういうふうなコミュニティの育成活動の拠点の場として出張所や連絡所が置かれているわけではございません。

石下議員のおっしゃることによりますと、地域活動、町内会活動をするために役所の方から嘱託員を1名ずつぜひ配置をしろと、こういうふうにおっしゃるとるようなそういう意味になります。そういうものはやはりコミュニティ活動の育成ということにはならないということで、我々としてはあくまでもいろんな形で側面支援はやってまいりますけれども、そういう直接的な人的支援とかいうものは、やはりこれからの町内会活動の自主的な活性化、あるいは将来的な発展という面でもかえってマイナスではないかというふうに思っております。

○議長（田中達美君） 野崎議員。

○2番（野崎剛睦君） 2番議員の野崎でございしますが、私は新年度の予算案を見ても、人件費の比率が非常に高くなっていると。だから、この連絡所・出張所制度に手をつけることについては私は評価をしております。しかし、やり方、進め方について非常に不満を持っているというか、疑問を感じているわけでございます。

それで今、案では宮ノ原出張所、鷲部出張所、飛渡瀬連絡所、大君の連絡所が廃止されるということですが、これより小さい事務の取扱いが残っているということを知ると、大きいところのところはなぜ小さいところが残って廃止されるのかというように私は疑問を持つと思います。

それと、飛渡瀬のことを言いますと、事務の取扱い件数は飛渡瀬は13カ月で1,329件、そして江南出張所は568件でございます。これは執行部の方から資料をいただいたものでございます。それと、人口の割合にしても飛渡瀬地区の人口は1,585名、江南地区の人口は672名、倍以上の開きがあるわけなんです。それがなぜ飛渡瀬が江南の方へ統合されないのかということが私は幾ら考えてもちょっとできないわけなんです。いろいろ執行部の方にもいろいろ問いかけてみましたら、ご事情があるようですが、やはり、2つのものを、3つのものを一つにすれば、地元にとっては非常に大変なことなんです。だから、私はこういう問題はまず地元の者に投げかけて、2つのものを1つにしないといけないから、どうしたらいいだろうかというように相談を投げかけていただいて、そして地元の者で話し合って、それで地元で調整がつかなかったら執行部の方で公正な判定、ジャッジを下さしていただければ、地元の者も納得してくると思うんです。こういう手続をやっていないから、大きな問題になつとると思

ますが、市長いかがですか。お答えください。

○議長（田中達美君） 津山助役。

○助役（津山直登君） 再度また市長の方から答弁があるかもわかりませんが、一応、経緯ですね、説明をさせていただきたいと思います。

まずほかに小さいところもあるのに、なぜ飛渡瀬のような大きなところが最初に、あるいは鷲部・宮ノ原のような中心部の方がなぜ先に廃止なのかというふうに伺っているのも、やはり本来、出張所・連絡所の意義というのは、やはり一番最初に石下議員も申されましたような住民のある意味利便性という意味ではやっぱり支所・本所から遠いところ、あるいは交通事情とかなかなか行きにくいところ等はやはり考えざるを得ないというふうに、我々としても中で理解をしております、その調査は例えば大須ですね、大須の出張所あたりは非常に世帯数が少ないわけですし、取扱い件数も少ないですけども、しかし世帯数に係る年間の利用率といいますか、そういう意味では先ほど申し上げましたようにかなり高いものがございまして、そういう数字から見ますと、ある意味出張所としての意義はより高いと。他には選択肢があるところとないところの違いと言いますか、そういう意味で小さいから廃止をするということではなくて、出張所の本来の意味というのはどういうことだろうかということを議論する中で、やはり小さくてもどういうところが必要だろう、あるいは大きくても中央部はもう少し考えていただけないかということをお前提に今回の整理をさせていただいたと。

それからもう一つ、2つが一緒になるときに大きい方、小さい方の議論がございましたけども、我々としては例えばそれを地元の者に先に投げかけられてとおっしゃいましたけど、今もいみじくも出ましたように、なかなか地元で投げかけましたら、また綱引きの問題になりますと、やはりせっかく4町が一緒になって一つの市としてスタートする中で、地域の中でまた時計の針を戻すような議論になってはいかがなものかということとございまして、これはもう行政措置の問題です。公の施設等になりますと、またいろいろ地域との調整というのは必要になると思いますが、行政組織のあり方としてこれはもう市長の権限で、ある程度総合的な判断の中でやらせていただくということとございまして。

それともう1点、先ほど申し上げましたように、こういう重大なことというのは、確かにいろんな前提として大きな方針とかそういうものなしでやるべきだという議論は以前からございました。その点につきましては、大変申しわけなく思っております。年度当初から言いましたように、今年度中に行財政改革プランというものを今策定するように努力しておりますが、実は言いわけになるんですけど、なかなか事務作業の方が調整等もございまして遅れておりますが、しかし、我々としては行財政改革は待ったなしということで、18年度からとにかく小さくてもいいですから、一歩踏み出したいということで追っつけ行財政プランについては出させていただきますけれども、その中で大方の方々が理解、先ほど野崎議員もおっしゃいましたように、やはり出張所・連絡所の廃止ということについては、ある程度一定のご理解、皆さん、総論としては賛成いただけるということで、そういうふうにご理解いただけることにつきましては、職員数の削減でございましてか、このような問題でございましてか、あるいは起債の発行の抑制で

ございますとか、どうしてもやらなければいけないことにつきましては、プランはまだ出しておりませんが、18年度から頭出しをさせていただいたということでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（田中達美君） 野崎議員。

○2番（野崎剛睦君） 言われることはわかるわけなんです、市長は公約として、融和ということを最初に掲げられていると思います。

それで、融和を図るためには、やはり多くの意見いうところに小さな意見を集約するというのが私は民主主義の原則で、それは融和を図るものだと思いますが、こと飛渡瀬と江南との問題に関してはそれを逆にしとるような気がするわけなんです。そこらを市長の率直なお考えを聞かせていただきたいわけなんです。

○議長（田中達美君） 曾根市長。

○市長（曾根 薫君） いろいろ大変な議案だという認識は私は思っております。ただ、今、総務部長や助役が説明しましたように、行財政改革は待たないでございまして、ご存じのように国・県・地方を通じて非常に財政が逼迫する、こんな中でぜいたくなどところはないんですけれども、国の方は地方の考え方が非常に生ぬるいというような考え方を持っています。私はそんなことは一切考えてません。一生懸命やりながらここまで来たわけです。そして、私が先ほど1番議員さん、2番議員がおっしゃるように、融和・元気・飛躍、これを私のスローガンとして確かに皆さん方にお助けいただきました。

しかし、私はこの融和というのは、皆が仲よくするという、そしてやるべきことはきちっとやるという考え方のもとに皆で議論をして、そしてこういう結果を皆さん方にご審議に付しておるわけです。先ほど12番議員がおっしゃったようにコミュニティ活動を大事にしろと、私はコミュニティ活動が地域の活性化につながるものだと思うわけです。それは側面的に私は支援をしております。ただ、役割分担というものがございまして、行政に課せられたものは限界があります。しかし、その限界でありながらも、地域とのコミュニケーションだけは確立をしていかなきゃならんことではございまして、しっかりと支援はしますが、この役割はそれぞれ地域がやる部分は分担をしてやっていただくように。それのお手伝いは行政も率先してやらなきゃならんでしょう。

以前、宮澤知事が奨励をされましたコミュニティ活動、これは極端に言いますとハードなものは地域公共団体でつくれ、そしてそれを運営するのは地域だよと、私はそれがもう前提にあるわけですよ。今からの公共施設についても、維持管理はそれぞれが知恵を出し、汗をかき、努力をしながらやっていく時代だというふうに私思うわけです。したがって、今12番議員がおっしゃるように、融和、これを図るために江南と飛渡瀬が縄の引き合いをしてはいけません。まさにそのとおりですよ。そういう面から言いますと、お互いが一つになっていくためにはどうすればいいのか。そこを皆で考えようじゃないかというのが、我々の行政の方で一生懸命頭を絞ってる。

そして私は昨年の9月14日から、新年度の当初予算の編成に先立って、皆で考え、それぞれのセクションで節約できる問題は節約しよう、そして我々でできる部分は我々でやろうじゃないかというのを皆が出し合おうと、けんけんごうごうですよ。そんな中

で行財政計画はプランを立てて、全体的なものをやって一つずつクリアしていくというのがそれは手順でございましょう。そんな中には、3万人の人に一つずつこれはどうでしょうか、あれはどうでしょうかという問いかけというのはなかなか不可能でございませぬ。

そこで、我々としては地域の代表者にはあらかじめ相談をするなり、こういう状況ですからというのを話をしながらやっていくケースもあります。そして、私の権限として組織的にはやっていかなきゃならんところは、我々でしっかりと議論をしながら皆さんにお願いしようということでございますので、どうか、この点をご理解をいただきたいと思っております。

○議長（田中達美君） 野崎議員。

○2番（野崎剛睦君） この廃止、そして統廃合の件について、まあ市長が廃止しないといけないということをご指示されたように承ったわけなんですけど、それを支所長さんとか総務部長さんに検討してみろと言われてたときに、初めからこの結論を持って検討をされたのではないということ、市長の言葉からいただきたいわけなんですけど。初めから、私はこう言われておるわけです。市長は江田島の出身だから、江田島の方の江南を残すんではないかということを言われているもので、初めからあったんじゃないかということ言われとるもので、どうか、市長、率直な腹を割って、聞かせてください。

それで私の質問は終わります。

○議長（田中達美君） 曾根市長。

○市長（曾根 薫君） 私はゆめゆめそういうことは考えておりませぬ。私の耳へ入ってくるのは、確かに旧江田島町の方から代表者が出たから、そうでない地域をしっかりとカットしよるんじゃないかとかいうふうなことは聞くこともございませぬ。しかし、私はむしろ逆でございませぬ。全体的な目を見て、4つの町が仲よくしようとして立ち上げさせてもらったこの合併の趣旨が4つの町が力を合わせてやろうじゃないかという合言葉できたわけです。私は少なくとも江南が江田島だから、江田島の方へ持っていかとかいうふうな考え方は毛頭ありませぬ。ただ、私は全体を見て、助役以下部課長に申し上げたのは、全体を見て、可能な範囲、スピード感のある改革ができるような知恵と汗を出せと。そして、部長も随分と苦慮した点もあります。それ以外のことでもありません。そして、支所長も第一線で責任を持ってやらせておるわけですから、それだけに各支所長の取り組みというのは、私が見た目ではなみなみならない決意で私にも進言があります。そういう意味では、私はある町、我が町、我が村という意識は毛頭ございませぬ。持ってはいけないんです。全体的な視野でもって、まだまだ改革を進めなければならぬ。

私は施政方針でも申し上げる予定にしておりますけれども、今ここでしっかりと辛抱をしておかないと、先ではそれこそ新聞でも出ておりますように、親方日の丸的な、そしていわゆる地方公共団体だから、財政再建団体とかいうふうなことで何とかなるわいというようなことであってははいけません。民間と同じように倒産の憂き目を見るような法律だって今から出てきますわ。そのときのためにも、今ここで数年、しっかりと見極めて、全体的な視野でやるべきことはきちっとやらせていただきたい、そういう願いで私

は一生懸命やらせてもらっておりますので、ご理解いただきたい。

○議長（田中達美君） 住岡議員。

○6番（住岡淳一君） 質問します。

利用する人が少ないと言われますが、廃止する出張所・連絡所を利用する方は現実にはいらっしゃるんですね。非常に不便になるわけです。また高齢者の方やら、乳母車を引いて歩かれる方、こういった方は到底支所まで行くということにはできない。できかねると思われま。

最悪、証明とか手続、これも本人自身があきらめられるというようなこともあるかもしれません。そういった方々のためにもセイフティネット等を考えられる必要があると思います。

具体的にはまだ早いかもしれませんが、あるのであればお聞きしたいんですが。

よろしくをお願いします。

○議長（田中達美君） 田口総務部長。

○総務部長（田口宜久君） 一つの考え方として類似施設があります。例えば公民館でありますとか、隣保館でありますとか、児童館でありますとか、そういった施設に職員をはりつけております。その職員に兼務辞令を発令することによって、フレキシブルな対応ができる、こういうのも一つの方法ではなかろうかというふうに考えておりますし、もう一つは附則でもうたっておりますように、周知期間を半年間設けております。この周知期間の間に、我々この現場における者として、支所長等と、また職員、いろいろと知恵を出して、サービスの低下につながらないように頑張っていきたいとでございますので、ご理解ください。

○議長（田中達美君） 浜西議員。

○10番（浜西金満君） 皆さんの質問と執行部の方のお答えで多少重複するところはあると思いますが、私なりのちょっと意見を言わせていただきます。

行財政の改革も必要だということは私もこの皆さんの議員の方も皆さん思っておると思います。廃止するこの4地区の中でも大君地区は早瀬大橋から一番近いということで、いかにも交通が便利なようなんですけど、実際のところ、美能から三高支所行くんと、大須・幸ノ浦から江田島支所行くんと、大君の地区から大古の大柿支所に行くんもそんなに大差はないと思うんですよ。それが今から何人か言われたと思うんですが、お年寄りの方ですね、方も車も乗らない、自転車も乗らない方も、じゃあ大古まで何で行くんかということになりますと、今まで大君は資料によりますと1カ月の利用者が平均36件で、1日さっきからも出ますように1人ないし2人ないしがですね、利用度なんですけど、それでもいろいろな証明が連絡所でとれるという、大変便利な住民にとっては大変便利などがなくなることは大変痛手でございます。

今総務部長の話もちょっと出ましたけど、ほかの機関に委託するとかなんか、いろんな代替案をお考えだと思いますが、周知期間もございまして、前向きな検討を強くお願いいたします。

以上です。

○議長（田中達美君） 鎌田議員。

○16番（鎌田哲彰君） 今の財政から見ますと、こうした行財政改革であるとか、先般も決定しました老人船賃助成制度がなくなる、また今回決められようとしております船賃の値上げにしてもそんなですけども、ある程度のちゃんとした説明さえあれば、住民も応分の負担も必要かなということもうすうす感じておられるとは思うんですよ。ただ、ようよう考えてみてもらえれば、いきなり議案をここに提案していただいて、たまには委員会等々もありますが、住民の皆さんからしたら、全員協議会にしても委員会にしても、その中身はほとんどご存じじゃないわけですね。ただもちろん、我々の仕事の足りないところで、住民にしっかりと説明もできてないかもしれません。ただ、今のこのここ最近のやり方は、市長が当初言われた職員も市長も一緒に汗をかきますというふうな言われたことから考えると、どうもただ今、言えば数の原理じゃないですけども、ここに提案して、議員がほうですかいうて認めれば、すぐそれが決まるようなそういう今の議会制民主主義がそれでええんか、私は思いますけども、そういう流れになっとるんじゃないかと思うんですよ。そうしたら、少しでも住民にもっときめ細かな説明をまず、特定の地域であればそこに行っても、そういった公聴会であるとか、もろもろの説明会をして、ある程度の住民納得の上で、最後にこの議会で決定をさせていただくというのが、私からすれば物すごいやっていただきたいやり方なんです。

と言いますのが、今のやり方だったら、物事先に新聞へ出たりして、さもそれがもう決まっておるようなことなんです。我々がもう常に怒られるのは「おまえら何考えとんなら。」と、「こがなこと、先先にまた勝手に決めて。」とか、「我々全然知らんじやないか。」って言われるのが実情なんです。ということは、やっぱり住民は全くそれを知らされてない。もちろん、さっき言いましたように、我々も足しげく住民に説明せにゃいけんかもしれませんが、なかなかそこはまだうまいこといきません。ですから、こういう重要な議案は、ぜひとも公聴会とかそういった住民の納得した上で議案提案されて決めていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（田中達美君） 曾根市長。

○市長（曾根 薫君） 16番議員にお答えします。

議案権は私なり、最高議決機関で議論をいただき、決定すると言えども身もふたもなくなります。ですから、私はちゃんとした手順は踏んでおるというような認識でおるわけです。というのは、いろんな委員会も率先して今活動をなさっております。そして場合によっては全員協議会あたりも開いていただいて、今執行部が考えておるのは、今はこういうふうなことを考えておるよ、ということをお知らせしながらやっております。

マスコミあたりの報道というのは、ある程度は根拠のある報道をなさっております。だから、何も私たちが試みておることを何も情報を提供しないのに、新聞紙上へ出たりというようなことはありません。私の方がちゃんとルールをわきまえながら、議員の皆さん方には場合によっては会合の段階のときに説明もする場合があります。そして、先ほどの繰り返しになりますが、委員会活動あるいは全員協議会そういったものでも理解を求めながらやっておりますので、ただ今16番議員がおっしゃるように寝耳に水でこの本会議へ出されたら困るというようなことでもないと思っております。ですから、私は市民の方々は知る権利、そして、我々行政では知っていただく責務があります。た

だね、私が思うのに全部が全部先ほど申し上げましたが、3万の市民の方々にこれでいいですか、あれでいいですかというわけにはいかん。そこはご理解をいただいて、それなりの役割があるわけですから、そこで議論をしっかりとっていただいて、よりよい方向で決めていただくということが議会制民主主義だと私は理解をいたしております。

○議長（田中達美君） 山本議員。

○11番（山本一也君） すみません、合併してこの方2年になりますが、その間いろんなつまらない質問させていただきました。特に統廃合、合併・統廃合の問題について、いわば私は十分に地域の方たちとコンセンサスを得てやるべきでないかということは何回も言わせていただきました。今回、このように多くの皆さんがどうしてか、どうしてかっていうのはその部分にあると思います。私は市長さんが融和、元気、いうキャッチフレーズでまちづくりを進めておられることに対して、私は諸手を挙げて、賛成しとるんです。でも、この地域の方たちの了解なくして物事進まないと思うんです。要はこういうことをやりたいということが、私らを通じて、その市民の中に浸透しておればよろしかったわけですが、私らが説明聞いたのはこの前の全員協議会で、こういう資料を出されて、統廃合をさせていただきたいという問題が出て、そして地元へ帰って、区民会長さんあたりに聞くと知るとる区民会長さんもおられますし、全然知らないという区民会長さんもおられました。特にきのうは大柿の公民館まつりという形で大柿町の方たちが、公民館集まる中で、私はご存じのように、この島でタクシー転がしておりますんで、乗客、お客さんになっていただいて、何件か、こうしたこのことについて苦情を聞かせていただきました。私はコミュニティ活動は本当に大事だろうと思います。でも、そのコミュニティ活動ができない雰囲気ってというのは、さっき2番議員さんがおっしゃいました、江南と飛渡瀬の問題。飛渡瀬の住民の方たちが私に「ねえ」言う形で話しかけられたのが、2番議員さんの言われたとおりなんです。それ、放置することにおいて、どんなことができるか言うたら、なかなか江田島市のコミュニティ活動言うたら足踏み状態になるんです。もう少し私は私が初めて説明聞いたとき、助役さんの方から支所長さんと議論した末にこういうことになったと。そういうことは私らが住民の方たちに話すとき、矢面は各支所長さんに来ます。口が裂けても言えません。もう少し、こういう大事なことは、いわば住民啓発活動の中で前もって話していただいて、やっていただければスムーズに事が運ぶのではないかと思います。そのあたりをよろしくお願いいたします。

○議長（田中達美君） 吉岡議員。

○14番（吉岡憲伸君） 今回残した出張所ですけども、これからの統廃合の予定があるのかどうか、わかる範囲で結構なんですけど、教えてください。

○議長（田中達美君） 津山助役。

○助役（津山直登君） 先ほど申し上げましたが、現在予定をしております行財政改革プランの中では、やはり出張所と連絡所のあり方については抜本的な見直しをする、こういう方向を打ち出しております。ただ、その場合には、例えば他市の例を見ましても、こういう住民票の交付システムというものを、例えば郵便局に全面委託をすることか、あるいは出張所そのものあり方として、今のように地域単位で置くのがいいのか、ある

いは場合によってはショッピングセンターとか、港湾とか、そういうような人の動線の流れに置くようなやり方もございます。いろんなやり方があると思うんですね。ただ、その場合には、いま役所でやっているのを全面的に委託をすとか、そういう形でないとか、なかなか民営業者になるとコストがかかるので、すぐにはなかなかいきにくいとは思いますが、一応その全体的な見直しの方向性だけは出させていただきますけども、次の、例えば、翌年度廃止をすとか、そういうスケジュールはまだありません。

○議長（田中達美君） 吉岡議員。

○14番（吉岡憲伸君） できましたら、先ほどからいろいろ議論になっておるんですけども、予定がわかれば、早いうちに一応相談をしていただきたい。今回は自分の地域でなかったと安心しておいたら、今度はまた自分の地域が出たところということがありますんでね、できましたら早いうちに相談を持ちかけてもらいたい。お願いします。

○議長（田中達美君） 越野議員。

○1番（越野哲也君） 私も先般の全員協議会で話が出たときに、すぐに地元に戻って、地域の公民館とか話をしまして、一応説明し、地域の中では全員ではありませんけれども、一部の方に了解を得たと。ただ、住民票とかのサービスが低下するということに関して、執行部の方も気持ちよくこういう案を出されたわけではないと思うんです。苦渋の選択だと思うんですけども、きょうもたくさん来ておられます。江田島が今なぜそういうことにしなければならなかったか。財政経常収支比率おおむね100%というような状況で、先ほど再建団体の話もありました。今財政の説明をちょっとしていただけたらと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（田中達美君） 総務部長。

○総務部長（田口宜久君） 本市における財政の細かい数字についてはまた説明をさせていただきますとして、一つの考え方として、地方自治法2条14項に最小の経費で最大の効果を図りなさいよというのがうたわれているわけです。それを一つ考えていただきたい。次に、そのあれもこれもというそのバブルの時代から、あれか、これかという今の時代が変わってきとるわけなんです。そういう時代の変遷もご理解いただきたい。最後になりましたが、いわゆる自主・自立ということも考えていただいて、ご理解、ご協力をいただきたいというふうに考えておるわけでございます。

○議長（田中達美君） 越野議員。

○1番（越野哲也君） 私が今入ったのは、そういうかざりだけの財政状況のことで、市民の方が理解をしてくれないということなんです。だから、今江田島の財政がどれほど悪くなってるかということを説明された方がよろしいんじゃないかということをおし上げてるわけです。

以上です。

○議長（田中達美君） 津山助役。

○助役（津山直登君） 財政状況の問題についてちょっとじゃあかい摘まんで大きな点を申し上げます。

一つはこれまで4町がフルセット型の行政を行っていた。それが一緒になりましたので、17年度予算はご承知のように、当初予算で187億というオーダーになりました。

この財政規模というのは、じゃあ例えば類似団体で比較してみますと、例えば人口3万人規模の大竹市とか竹原市の場合には、大体110億の財政規模でございます。そういう意味でも本市の財政規模というのがいかに大きなものかという状況はご理解いただけたと思いますが、その前提といたしましては、やはりそれぞれこれまで申し上げましたように、フルセット型の行政を実施しておりましたので、一緒になったたちまちはやはり一つは職員が多い、それからもう一つは施設が多い、もう一つはやっぱり起債がかなり多いということで、この3つの過剰をいかに解消していくかというのが、これから我々のすることです。

そういう中で、例えば一つ公債費の問題につきましては、現在、毎年の借金の返済額が大体25億円ということで、予算の中で、今は予算全体が若干水膨れしておりますので、25億円というのがそんなに感じられないかもわかりませんが、やはり例えば先ほど言いました類似団体の比較で言いますと4分の1ぐらいですね。先ほど言いましたように、ちょっと人件費の問題でいきますと約40億、等々を考えますと、先ほど1番議員がご指摘になりましたように、経常収支比率は99.7%ということで、一般財源、経常的な一般財源に占める、例えば政策的ないろんな今回福祉でやりましょうとか、学校でやりましょうとか、政策的に回せるお金というのは約2億円しかない。我々に。これから、せつかく市になって、合併計画なんかに載っておりますようないろんな施策をやりたい、あるいは本市、今回新聞にも出ておりましたけれども、カキが生産日本一になりました。そういうブランド化もやりたいです。そういうふうな骨太の方針をやるためには、やはりそういう投資的にやるという余力というのが要る。その余力を今は1億円ちょっと、2億円弱なんです。来年度はそれが若干改善をされまして2億円ちょっとです。これを最低限でも数億程度、あるいは場合によっては、その今の合併の基金とか交付金を使いまして、これを骨太な政策が打てるような財政基盤にしていきたい、そこが今先ほど市長の申し上げたことに関連の状況でございます。

そういう意味で、我々としては来年度策定をする合併建設計画の中では、例えば来年は学校づくりがあります。その他いろんな夢の津久茂架橋でありますとか、庁舎の問題出てまいります。そういう中で財源等の裏負担もどうなるかというようなことも明らかにしながら、明確な議論を進めていきたいと思っております。残念ながら、まだちょっとその資料が準備できておりませんが、大まかなところではそういう状況でございますので、一つ一つできるものから何とか節約をしたいという思いでございます。

○議長（田中達美君） 山本議員。

○11番（山本一也君） 黙っておこう思うんですが、説明の中で、私は非常にどっち向いて物を言いよるんかいというようにいら立ちを感じました。というのは、市長さんの答弁かどっかで、親方日の丸的なことじゃいかんのじゃというようなことと、今田口部長の方から自力、自答、当たり前のことなんだ。市民は十分理解しとるんです。私が反対に行政職員さんは、自力自答を、親方日の丸思想はやめてくれと言いたい。要は、前もって早いこと知らせていただきたい。住民はそのニーズを待っておるんです。そうした中で今言われる自力自答、そして自分たちの町は自分たちでつくり上げていく、そのために何を協力せにやらんのかということ、そこから始まるんですよ。まず前も

って知らせてください。皆さんの不満はそこにあるんです。

○議長（田中達美君） 石下議員に申し上げます。もう3度質問しておりますけれども、これで4度目になりますけれども、特別に発言を許しますので、最後にさせていただきたいと思います。

石下議員。

○12番（石下洋子君） 出張所の問題に戻してもらいたいと思うんですが、今の窓口としての事務的な事務処理の件では確かに非常に費用対効果では効率が悪いと思うんですが、出張所は本当に地域の人々の相談所みたいな働きを持っているわけですね。地域の人たちの精神的なよりどころであるわけなんです。それと、先ほど申しましたが、コミュニティのセンターとしての役割というのは永年かかってそういうふうになったもので、今は市長も助役さんもコミュニティに関しては力を入れると言われましたけれども、そう簡単にその地域のコミュニティというようなものができるものではないんです。今までその地域地域で出張所を中心にして、そうでないところもちろんあると思いますけれども、出張所を中心にしてでき上がっているコミュニティを壊すことになると思うんです。今私、ずっと話を聞いて、行財政改革のその金銭的な面でははかれない、コミュニティが形成されているわけなんです。出張所を中心にして。それを今壊したら、そう簡単に地域のコミュニティをつくってくれとか何とか活発にやってくれと言われてもできません。それをちょっと今助役さんはおかしいというふうな首を傾げられましたけれども、それで今までずっと地域の人たちはいろんなお祭り盆踊りなり、もちろん役場の仕事の敬老会とかなんかもやってきてるわけです。その出張所を除いたら、今までやってきたことをどうやってやったらいいんだろうかというふうになると思うんですね。その区長さんを中心にしてやればいいじゃないかと、そういうふうな簡単にできるもんじゃないんですよ。その地区の出張所に年寄りの方が、先ほども車を押して行く、そういう人は何も住民票を取りに行くわけじゃないんです。いろんな自分の生活の相談をしに行ってるわけなんです。そういう拠点を除いて、地区を活性化するというようなことは考えられないです。せつかくあるものを壊して、どうやって地域を活性化していくんでしょうか。その、もしそれ以上の、出張所以上の力が発揮できるようなものが手だてというんですか、そういうものがあれば、それはもちろんなくなってもいいと思います。

ですけど、出張所以上のもので地域を活性化するものが今各地区にあるでしょうか。皆さん住民の方が、本当に今傍聴に来ておられる、もう必死な思いで来られてるのは、その地域の中心をなくされるから来られてるんです。ただ、住民票をとる場所が便利が悪くなるからとかそういう問題じゃないんですよ。

今から江田島市を発展させて活性化していくためには、やはり地域が活性していかなきゃ、行政が何を言ったからできるいうもんじゃないと、常々言っておられますけど、その地域の方に冷や水をぶっかけるようなことだと思うんですね出張所除けるということは。せつかく皆の財政が困難ないうことは知ってます。知ってますけど、その地域で一生懸命やってられる方に冷や水をぶっかけてね、協力してくれと言われて誰がしますか。ですから、出張所を除けるというのは、本当に予算の問題だけじゃないんですよ。そ

こんとこを、私は絶対に出張所は除けたらだめだと思うんです。もう、助役さんは費用対効果でその出張所の事務ぐらいのことにそんな一人はりつけるのはもったいないと言われますけど、今からのまちづくりのためには、出張所を中心としたその地域の人たちの力が必要なのというふうに思います。

以上です。

○議長（田中達美君） 以上をもって質疑を終了いたします。

それじゃ、石下さんの答弁、曾根市長。これだけ待ってください。これだけします。どっちが答弁します。津山助役。

○助役（津山直登君） 出張所の機能につきまして、今いろいろのご説明いただきましたけども、今現在の出張所・連絡所の機能の中で多分ね、12番議員のおっしゃったような意味を持つところ、持たないところいろんなところがあると思うんです。確かに今おられる嘱託員の方が地域活動に積極的にかかわっておられる、かなりの部分を占めておられるところと、そうでないところ、かなり実は濃淡があるというふうに我々としては理解をしております。

ただ、今おっしゃいましたように、出張所の正式な執務という意味でその地域性が非常に高いところがございますので、石下議員のおっしゃるような地域の支援事業としてそういうものが要るとすれば、どういうんでしょうかね、地域支援要員みたいなものを各地域に配置をして、そういうふうなのがこれからのまちづくりに必要なんだという議論があって、そういう形になるんなら、それはそれで意義があると思います。

しかし、今の行政機関としての出張所・連絡所の役割というのは、あくまでも証明等の発行事務でございますし、今の発行件数等を見ますと、一任役を置いてやるほどの業務量はないということでございますので、要するに求められるものが違うんだというふうに思っています。

ですから、また別の議論として、今後まちづくりのためにそういう要員が必要だということであれば、それはまた支所等も頑張っていきましょうし、そういうふうな地域ごとの嘱託員の配置をするのがいいかどうかはわかりませんが、そういう考え方はあるかと思えますけれども、今の行政機関のあり方としては、我々としてはやはりこのサービスを維持するよりも、ほかのサービスに転換をすべきではないかという立場に立っております。

○議長（田中達美君） これをもって質疑を終結いたします。

15時40分まで休憩いたします。 (休憩 15時31分)

休憩を解いて会議を続けます。 (再開 15時41分)

○議長（田中達美君） これから討論を行います。

まず、原案に反対の者の発言を許します。

前田議員。

○3番（前田鎮夫君） 私は反対の立場で意見を申し上げます。先ほどからもいろいろ議員の皆さんのご意見も拝聴いたしまして、私もいろいろこの発言の機会を待っておったんですが、なかなか順番がこんかったもんですから、余り言う機会がなかったんで、この際申し上げさせていただきたいと思います。

先ほど執行部の方から、この行政に対しまして費用対効果という意見があったんですが、私はこの考え方はある意味では賛成ですが、決して行政効果っていうのは株式会社でないんですから、決して行政の費用に対してそんなに効果があるということは思っておりません。

もう一つは、地域のコミュニティとの関連につきまして、いろいろご意見があったようでございますが、実際にはこのコミュニティ活動の中で行政を支えてきたものは随分あるんです。決してコミュニティだけが行政おんぶにだっこですがとったわけではございませんで、実際にはむしろ行政経費をかなり低く抑えたという効果は十分あったと思っております。その意味で私は決してこの出張所業務は費用対効果だけじゃないんだと。コミュニティを含めて、非常に重要な位置づけにあるんじゃないかというように思っております。

先ほどからいろいろ執行部の方からご意見もありましたけど、基本的にはその姿勢が違うわけではございませんで、やはり地域住民のため、市民のためということにつきましては、これは何ら変わるところはないんでございまして、ただ地域として小さい意見ですが、こういう思いもあるんだということの一つご理解願いたかったわけではございません。

私は先日、地区の人と市長さん、あるいは議長さんの方に要望ないしは請願を出させていただきました。そのときに申し上げておりますのは、決して、初めに申し上げておきますが、現在の行財政改革に対して、決して反対するものではないんです。決してそんなつもりで、私たちはこんな要求をしておるわけじゃございませんで、結果として、小さな、本当に小さい小さい視点でございまして、お願いをしておりますのは、地域住民として古い体質があるわけなんです。その体質の中でやはりこれは田舎のことでございまして、いきなり町から市になったから、こんなものがこうなったというんじゃないでございまして、現在も本当に片田舎でございまして。その中では、やはり人対人のつながりというのは、一番私は大事なんじゃないかと思っております。行政効果もそういうことで初めて効果が発揮できるんじゃないかと思っております。俗に言う都会的な考えだけを全面に出されていろいろ言われましたので、地域の人はなかなか納得できない。その意味で小さい町の中で一生懸命今日まで出張所というのを支えてきた、あるいは育ててきた、慈しんできた、その思いがあるのをいきなり、これは突然のように、これはもう今度からだめですよと言われても、なかなかこれ納得できないというのが本音でございまして。これ、行財政改革には当然、これは痛みが伴うということは十分本当、承知しております。これで決して出張所をなくしたから、大きな行政効果があったというようには思いませんけど、その痛みをできるだけやわらかく、改革といいますのは、もちろんそれは市長さん初め執行部の方はよくご存じと思っておりますが、これは目的は市民のためでございまして。地域住民のためのものでございまして。その意味で私は結果としまして、この案件につきましては反対をする立場にございまして、ぜひそこらをご理解いただきまして、私は行財政に対して反対するものじゃございませんが、ぜひ市当局にこの件につきましては、慎重に取り扱っていただきたいという思いで反対の意見をいたします。

ありがとうございました。

○議長（田中達美君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

山根議員。

○7番（山根啓志君） 私はこの議案に賛成いたします。しかしながら、特に出張所が廃止される地域住民の方の利便性を考えるとサービスの低下が懸念されます。しかし、何でもかんでも反対するのではなく、提案された条件の中でどのようにすれば住民の福祉向上につながるか、そのことが最も重要であります。

そこで、各地域には公民館・隣保館等公共施設があり、それらを有効利用することにより、行政サービスの向上に努めることが十分に可能であると考えます。

また、行政は住民全体の福祉の向上を目指すことが責務であります。今できるだけ行政改革を行っておかないと、10年後には14歳以下の人口構成比率は10%という少子化の時代を迎える子どもたちに、その負担を残すこととなります。いつもは子どもたちは地域の宝であると言われておられますが、この子どもたちに、私たちの負担を課すようなことは断じて避けるべきであり、今できることはできるだけ、行財政の改革を行う必要があると考え、この議案に賛成いたします。

○議長（田中達美君） 次に原案に反対者の発言を許します。

石下議員。

○12番（石下洋子君） 先ほどからの繰り返しになると思いますが、江田島市支所、出張所及び連絡所設置条例の一部改正する条例に反対する意見を述べさせていただきます。

出張所・連絡所は、住民の利便性のために設置されているもので、経済効率のために廃止すべきではないと思います。また、その地域の中心的な役割を担っていること、これからの江田島市の発展のためにも最も大事な地域づくり、コミュニティの活性化を図る点でも、出張所はどうしても必要なものであると思います。地域を守り、住民が安心して暮らしていけるために、何としても出張所は維持していくべきだと思いますので、この条例には反対いたします。

○議長（田中達美君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

野崎議員。

○2番（野崎剛睦君） 先ほどいろいろ質疑させてもらったわけなんです。私はここにこうして議員に立っているということを思うと、地元の有権者とねじれ現象を起こしておるかもわかりませんが、私は本市の財政改革を図って、このたび連絡所・出張所に手をつけることについて賛成いたします。

そして、江南と飛渡瀬は一つの地域でございまして、今からは一緒に仲よくやっついていかなければいけないと思うわけなんです。

そして、江南の住民の立場から言うと、これが万一議案が出たのが万一反対になった場合に、今度江南の住民は飛渡瀬の住民のエゴということで今までせつかく合併で仲よくしていかなければいけないところになっているところに、反対になった場合の方が溝が深いということで、私は今後の飛渡瀬・江南の次の発展のために、賛成の意見を述べさせていただきました。

○議長（田中達美君） これをもって討論を終結いたしました。

これより「議案第23号 江田島市支所、出張所及び連絡所設置条例の一部を改正する条例案について」を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。

よって「議案第23号 江田島市支所、出張所及び連絡所設置条例の一部を改正する条例案について」は原案のとおり可決されました。

追加日程第1 請願第1

追加日程第2 請願第2

○議長(田中達美君) お諮りいたします。

皆さんのお手元にお配りしておりますとおり、江田島市江田島町鷺部一丁目26番27号村井重元さんから、「請願第1号 鷺部出張所の存続を求める請願書」及び江田島市江田島町宮ノ原一丁目17番24号中下修司さんほか4名から「請願第2号 宮ノ原出張所の存続を求める請願書」が提出されております。

これを日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって「請願第1号 鷺部出張所の存続を求める請願書」及び「請願第2号 宮ノ原出張所の存続を求める請願書」を日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として議題とすることに決定いたしました。

関連がありますので、追加日程第1「請願第1号 鷺部出張所の存続を求める請願書」及び追加日程第2「請願第2号 宮ノ原出張所の存続を求める請願書」を一括議題といたします。

紹介議員から趣旨説明を求めます。

初めに前田議員。

○3番(前田鎮夫君) 請願を提出いたしましたので、ここで発表をさせていただきます。

皆さんの手元に配付してありますように、請願事項は鷺部出張所存続のため市当局に出張所廃止につながる条例の改正をしないようにしていただきたいという請願でございます。

請願趣旨はそこに記載してあるとおり、鷺部出張所はかつて江田島村の時代から継続して、地域住民にとって唯一の行政機関とのつながりだったと。また、近年、高齢者が急増する中で、老いた人たちのもろもろの相談の窓口でもありました。出張所を拠点としまして、今日まで地域住民との結びつき、地域の諸事業の実施、諸活動、行政機関への協力も今日まで行ってまいっております。この出張所を廃止されますと、行政サービスが不便になるというだけではなく、地域住民間のつながりや、地域住民組織の弱体崩

壊につながるのではないかとというように懸念をいたしたところでございます。

つきましては、多くの住民の要望として、出張所の廃止につながる条例改正はしないよう、市当局に働きかけていただきたいというお願いでございました。

先ほど結論は出たようでございますが、そういう請願でございます。

ありがとうございました。

○議長（田中達美君）　　続きまして、石下議員。

○12番（石下洋子君）　　宮ノ原出張所の存続を求める請願書です。請願事項は宮ノ原出張所存続のため、市当局に出張所廃止につながる条例の改正をしないよう働きかけていただきたいことということです。

それから、請願趣旨は宮ノ原地区は人口約1,000人、そのうち75歳以上の敬老会対象者が170名と高齢化しており、また居住地から江田島町支所までの距離が2キロから5キロの位置にあり、バスの運行は1日に数回、徒歩ではトンネル越えとなり、高齢者にとっては病院や買い物といった日常生活にも暮らしにくい条件下にあります。こういった状況のもとにおける宮ノ原出張所の果たしている役割をかいま見るとき、本来の行政事務はもとより、表にあらわれない多様な行政相談の窓口業務や、取りわけ高齢者に対する代筆や自宅指導等出張所がなければ対応できない、住民が直ちに困るような実態があります。

他方、これからの地域づくりに重要なコミュニティ活動については、区としては関係団体等との連絡調整や、関係事務をお願いしているところでありますが、これは専従者が常駐しているからこそ円滑な実施が可能であります。

結論といたしまして、住みよい安心して暮らせる地区づくりのためには、地区役員や住民の努力は当然のこと、宮ノ原出張所の存続は不可欠なものと思慮いたしましたので、宮ノ原出張所廃止につながる条例の改正はしないよう市当局に働きかけてくださいという趣旨の請願でございました。

○議長（田中達美君）　　ただいま前田議員、石下議員より趣旨説明がありました請願につきましては、請願と同一趣旨の議案が提出された場合は、議会はこれを先に審議して、議会意思を決定した後に、請願について判断するのが通例となっております。

また、同一会期中において請願が既に議決した請願の内容と同一のものについては、みなし採択、またはみなし不採択として取り扱うことになっております。

したがって、「議案第23号 出張所及び連絡諸設置条例の一部を改正する条例案」は可決されておりますので、この請願2件は不採択と決定いたしました。

日程第34 議案第24号

○議長（田中達美君）　　日程第34「議案第24号 江田島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について」を議題いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

曾根市長。

○市長（曾根 薫君） 活発なご議論を本当にありがとうございます。

では、ただいま上程になりました「議案第24号 江田島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について」でございます。

特別職の職員で非常勤のものの報酬のうち事務嘱託員等の報酬について、一定の上限を超えない範囲内で職務内容等を考慮して、任命権者が定めることとすること及び新たに障害程度区分認定審査会を設置することに伴い、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によって、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、田口総務部長をして説明申し上げます。

○議長（田中達美君） 田口総務部長。

○総務部長（田口宜久君） 説明に入る前にまことに申しわけございません。68ページの参考資料のうち、上から5行目の市内連絡員、年額5万8,000円となっておりますのを月額5万8,000円に修正をお願いいたします。誤りでございました。おわびして訂正いたします。申しわけございません。

65ページをお開きください。アンダーラインの部分が訂正箇所でございます。66ページも同様でございます。

63ページにお戻りください。

「江田島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」でございます。

基本的な考えとして、その次の議案第25号で提案しておりますが、去年の人事院勧告により、平成18年4月1日から一般職の職員の給与表の水準を平均4.8%引き下げる予定でありますので、嘱託職員についても同様に引き下げを行う必要があると考えております。

次に、嘱託職員等の報酬につきましては、今後行財政改革を進める中で柔軟な対応をしたいので、個々具体の定義をせずに、上限を定めて臨機応変の動きをしたいと考え、任命権者、いわゆる市長とか教育委員会等の委員会等でございますが、任命権者が定めることとしたものでございます。

また、議案第21号で審議していただきました障害者程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の制定に伴って、当該委員の項を引用したものでございます。

第2条、報酬の額を次のように改めるものでございます。説明は省略させていただきます。別表を改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成18年4月1日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（田中達美君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

前田議員。

○3番（前田鎮夫君） 私4点ほどお伺いします。

まず第1点ですが、先ほど行財政改革の中で任命権者がそれぞれ額を決められるとい

うことでしたが、これは決定した後、公表されるのでしょうか。それが第1点でございます。

それから第2点は、参考資料の中に新規の規定がありました。というのが、最後の徴収員報酬とか、学校講師とかいう欄でございますが、これは新たな法関係があるいはほかの嘱託関係が増える、生じる可能性があるのかということで第2点でございます。

第3点が、2条2項の段に、ただし特別の理由があるものについてという云々記述がございますが、これは何か想定されたものがあるのかどうか。

それから、もう1点。同じく特別、表の中に今回の自治会長とか協力委員とか当直代行員とかいう段の記述が新しいものの中にもないんですが、これはもうなくなって、出す必要がなくなったのかどうか。その4点でございます。

○議長（田中達美君） 田口総務部長。

○総務部長（田口宜久君） 先ほど言いましたように個々具体の委員等の方々の報酬等につきましてはフレキシブルな対応をしたいということで、予算の中でその運用を定義していきたいというふうに考えておるところでございます。

それから、4番目、順序が逆になりましたが、4番目の自治会長であるとか、協力委員の廃止につきましては、4月1日から廃止ということで考えております。

それから、新たな委員等の想定ということが質問にあったかと思いますが、そこらにつきましても必要であれば、この表に組み入れなくてはならない、今言いました障害認定区分審査委員会等の委員のように新たに明示しなければならないものにつきましては考えております。

それから、特別の理由があるものという記述ですが、具体のものについては今想定はしておりませんが、基本的な考えとして臨機応変の措置をしたいという考えのもとからこういう文言を加えたところでございます。

○議長（田中達美君） 前田議員。

○3番（前田鎮夫君） 聞きますと、今まで条例事項でございますので、皆さんの目にも触れておったんですが、今度はそれらの先ほど部長がおっしゃいましたようにフレキシブルな立場で決定されたら、それを公表されますかということでございますが、別表でやはりこういうものは表示されるわけですか。いやもう一切しないということですか。

○議長（田中達美君） 田口総務部長。

○総務部長（田口宜久君） ご承知のように地方自治法の203条第5項、204条第3項、それから204条の2、222条、それぞれの関連の地方自治法に定めがあります。そういったもので、今言いましたように予算審議の中でそういったものを定義し、審議をしていただくという考えでございますので、ご理解ください。

○議長（田中達美君） ほかにありませんか。

山木議員。

○17番（山木信勝君） 65ページの障害程度区分認定審査会委員、日額1万4,000円、これ夜、2～3時間やるだけで、朝から晩までやってもそれでも多いと思いますがね。どういうふうな内容ですか。

横杉福祉部長。

○福祉保健部長（横杉哲治君） 今障害程度認定区分審査会というのは、この4月に施行されます障害者自立支援法に基づいて、身体障害・知的障害・精神障害の3障害に対する障害程度区分を審査して行うということで設置をされるものでございます。

この内容は、まず106項目にわたります心身の状態等について、アセスメント強化に基づきまして、それをコンピュータによる一次判定を行い、さらにその一次判定の結果と医師の意見書に基づいて、この審査会で二次判定をするというものでございます。その内容につきましては、介護認定審査会とほぼ同様な審査を行うということで、介護認定審査会の委員と同額ということにさせていただいておるということでございます。

○議長（田中達美君） 山木議員。

○17番（山木信勝君） そうすると、これが適当な額ですか。

○議長（田中達美君） 横杉福祉保健部長。

○福祉保健部長（横杉哲治君） この認定審査員には当然知的障害とか、あるいは精神障害等に関する専門の医師、あるいは社会福祉士、あるいは精神保健福祉士、医学療法士などの専門知識を有する方々を位置づけるということで、その額については今のところ妥当というふうに判断をしておるところでございます。

○議長（田中達美君） ほかにありませんか。

これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたしました。

これより「議案第24号 江田島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について」を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数であります。

よって「議案第24号 江田島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について」は原案のとおり可決されました。

日程第35 議案第25号

○議長（田中達美君） 日程第35「議案第25号 江田島市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

曾根市長。

○市長（曾根 薫君） 「議案第25号 江田島市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について」でございます。

人事院勧告の給与構造改革のための一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が、平成18年4月1日から施行されることに伴いまして、本市職員の給与についても、これに準じるため、現行条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

内容につきましては、田口総務部長をして説明申し上げます。

○議長（田中達美君） 田口総務部長。

○総務部長（田口宜久君） 本議案は昨年11月の臨時会で審議をいただいた給与改定の第2弾というふうにご理解いただきたいと思います。

まず、84ページの参考資料から説明させていただきます。

人事院勧告の給与構造改革に基づく条例案の概要でございます。

1つ 給料表の見直しと地域手当の導入についてでございます。

2つ目が勤務実績の給与への反映でございます。

3つ目、実施時期等のことについて記述しております。

一言で言えば、勤務実績への給与への反映が主なもので、勤務成績を昇給により反映させやすくするため、現行の1号俸を4分割し、現在自動昇給しておる普通昇給と持ち回りになりがちな特別昇給を勤務実績に基づく昇給に一本化するものでございます。

また、勤勉手当、いわゆるボーナス部分でございますが、これにつきましても、勤務実績が支給額により反映されるよう、今回のボーナスの支給月額を増加分、年間期末手当が0.2カ月分、勤勉手当の0.02カ月分を活用して、特に優秀及び優秀の成績区分の誘因区分を拡大するものでございます。

77ページをお願いいたします。

附則の別表第1でございます。職務の級の切替表でございます。現在1級・2級は主事という名前と呼んでおります。新しく4月1日以降1級・2級主事は変わりません。3級の主任主事、それから4級の主任、これを新3級としまして主任主事・主任といたします。5級係長を4級の係長にいたします。6級の主任主査を5級の主任主査とし、7級の課長・主幹を6級の課長・主幹とします。8級の部長職を7級の部長職といたします。

70ページをお願いいたします。

条例の一部改正でございます。第2条の改正は字句の訂正でございます。

第7条は昇給の基準でございます。

第8条等字句の見直しでございます。

第14条地域手当の改正でございます。

次に別表の改正です。

先ほど説明しましたように、1号俸を4分割した給与表を72ページから73ページに提示しております。

74ページ、附則でございます。1項から13項まで、施行期日から市交通船事業事務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正までを明記しておるところでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（田中達美君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

前田議員。

○3番（前田鎮夫君） 1点だけお尋ねいたします。

84ページにありますように、勤務実績の給与への反映という項目が、何かこのたびの人事院勧告の主要な内容というように今お聞きしたんですが、例えば1号俸が4分割か5分割になっております。それは勤務評定によって、多分これは位置づけができるんじゃないかと思うんですが、例えば勤務評定についてですね、そういう評定委員会みたいなものがありますかどうか、それをちょっと。

○議長（田中達美君） 津山助役。

○助役（津山直登君） 現在そういうものは持っておりません。

○議長（田中達美君） 山木議員。

○17番（山木信勝君） 84ページの一番下にあるように、給料表は平均の4.8%を引き上げましたが、新給料の月額との差額、これを支給するとなっておりますよね。そうすると下がったことにならんね、3月31日に同じものを補てんするんですから。下がってない。

○議長（田中達美君） 田口総務部長。

○総務部長（田口宜久君） 現給保障いう考え方から、現在の給与は保障しますけれども、いわゆる足踏みと、足踏みをさせておいて、昇給延伸みたいなことであるという手法を考えております。

○議長（田中達美君） 山木委員。

○17番（山木信勝君） だから、4.8%は下がらんじゃないか。給料表は下がるけどね、実際もらうのは下がらん。そういうことやね。

○議長（田中達美君） 田口総務部長。

○総務部長（田口宜久君） お見込みのとおりでございます。

○議長（田中達美君） 林議員。

○5番（林久光君） 前田議員と同じような質問でございますが、84ページの2番の勤務実績の給与への反映。先ほどお聞きしましたら、その評定の委員会はないと。しかし、人間のやることでございますから、それを評価をしていく。非常に基準は当然あるものと思います。それはまた職員の間でもこういう基準だったらこういうような評価になりますということは恐らく開示しとると思うんです。

そこで、もちろんその成果主義でありましたら数字が出るわけですから非常に見やすいんですが、行政の仕事はそれをなかなかあらわれにくい部分があります。そこらあたりの取扱いと実際に人事考課をするのであれば、その考課基準をはっきりと決められてなければできないと思うんですよ、人間がやることですから。そこをきちんともう決めているのか、あるいはもし決めてないんだったら、いつごろまでに決められるのか、そこをちょっとお聞かせ願います。

○議長（田中達美君） 津山助役。

○助役（津山直登君） 人事評価制度の導入につきましては、以前4番議員さんのご質問のときにもお答えしたと思うんですけども、今現在、国の方でも今回の人事院勧告を受けまして、こういう形で成績主義というものを打ち出しましたので、国の方では本庁の職員をまず中心といたしまして、勤務評価制度をこれからつくっていかうという状況でございます。我々といたしましては、やはり人事評価というのは非常に難しい問題でございます、これまでなかなかうまくいってないという状況にある中で、特に県でも平成13年度だったと思うんですけども、一応抜本的な見直しをいたしまして、評価基準等を公表したものがございますけれども、市に直接そういうものが、要するに職員規模とかそういうものの大きさもございまして、それから、我々のような規模でございまして、ある程度平生の勤務評価、勤務評価といえますか、管理職のしている中で、ある程度目の届く人事管理ができますので、すべてが機械的な形での評定制になじむのかどうか、こういったような議論も必要だろうと思っておりますけれどもいずれにいたしましても、そういった国とか、他団体の動向を見ながら、これについてはもう少し時間をいただいて研究をしたいというのが、今現在の状況でございます、当面はこれまでもやっておりますように、病休等を出して、勤務実績がなかなか上級でないという者につきましては昇給延伸を行ってございましたので、そういう中での昇給判定を行うというような形での運用しかできないのかなと思っております。

○議長（田中達美君） 林議員。

○5番（林久光君） なかなか今からまだ問題はたくさんあるようでございますが、一応勧告があったからといって、安易になかなかこの問題は取り組むのはちょっと問題があるんじゃないかと思うんです。ある程度、先ほどおっしゃいましたように、ある程度評価基準というものが、きちっと整備されて、それを職員に開示した上で、これは始めていただきたい。特に気をつけて、取扱いに気をつけてやっていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（田中達美君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田中達美君） これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたしました。

これより「議案第25号 江田島市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について」を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数であります。

よって「議案第25号 江田島市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について」は原案のとおり可決されました。

日程第 3 6 議案第 2 6 号

○議長（田中達美君） 日程第 3 6 「議案第 2 6 号 江田島市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

曾根市長。

○市長（曾根 薫君） 「議案第 2 6 号 江田島市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案について」でございます。

消防本部及び消防署に勤務する職員の特殊勤務手当について、月額による支給を出動回数等による支給に改めることに伴い、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定によって、議会の議決をお願いするものでございます。

内容につきましては、小跡消防長をして説明申し上げます。

○議長（田中達美君） 消防長。

○消防長（小跡孝廣君） 「議案第 2 6 号 江田島市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案について」説明をさせていただきます。

お手元の資料の 8 7 ページをお願いしたいと思うんです。

この改正の内容につきましては、先ほども市長が提案の趣旨で説明をしましたとおり、現在月額で特殊勤務手当を支給しております。これを出動ごとの手当に変更するものでございまして、現行が右側でございまして、改正案が左でございまして、全文改正になっております。右側、現行につきましては、救急隊とか救助隊、また大型自動車の機関員の手当、普通自動車の機関員の手当等々、そして隔日勤務者、これは 1 日おきの職員なんです、それと毎日勤務者の職員、これらについて、すべて月額で支給をしておりました。

これを改正案といたしましては、それぞれのそこの 1 4 条の 1 号から、1 号・2 号・3 号とありますけれど、これにつきましては、5 項目ほどございまして、これをすべて月額に改正をさせていただきたいというものでございまして、月額でなくて、失礼いたしました、出動ごとの手当に支給をさせていただきたいというものでございまして。

以上で説明を終わります。

附則といたしまして、この条例は平成 1 8 年 4 月 1 日から施行をするものでございまして。

失礼いたしました。

以上でございます。

○議長（田中達美君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

新家議員。

○1 5 番（新家勇二君） これはまあ当たり前のことをして当たり前に手当がつくよ

うな内容だなどと思います。一つの意見なんです。それと、出勤回数によるんですが、月額にしたときとこの回数にしたときで、年間をみた感じはどういうふうになるのでしょうか。お答えください。

○議長（田中達美君） 消防長。

○消防長（小跡孝廣君） 年間と言いますか、月額とこの出勤手当との差額と言いますか、そういったような全体的なことでもよろしゅうございますか。失礼いたします。月額にいたしますと、全体の金額といたしましては、17年度の予算では約330万ぐらいの手当が必要でございました。これを改正後の出勤手当として計算させていただきますと、これにつきましては、17年度の出勤の実績で計算をさせていただきますと、約60万の減額で対応ができるというように計算をいたしております。

以上でございます。

○議長（田中達美君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田中達美君） これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたしました。

これより「議案第26号 江田島市職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案について」を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数であります。

よって「議案第26号 江田島市職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案について」は原案のとおり可決されました。

日程第37 議案第27号

○議長（田中達美君） 日程第37「議案第27号 江田島市教職員住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

曾根市長。

○市長（曾根 薫君） 「議案第27号 江田島市教職員住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」でございます。

公立学校共済組合が所有をする鷲部教職員住宅及び高田教職員住宅について、本市教職員住宅設置及び管理条例から削ること及び規定の整備に伴い、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によって、議会の議決をお願いするものでございます。

内容につきましては、吉田教育部長をして説明申し上げます。

○議長（田中達美君） 吉田教育部長。

○教育部長（吉田 茂君） それでは90ページをお開きください。別表新旧対照表でご説明いたします。

第2条 住宅の設置、第6条 使用料に関する規定の改正です。

共済組合からの借入金で建設された鷺部教職員住宅・高田教職員住宅については、借入金が未償還のため、所有権が共済組合にあります。したがって、この両住宅を設管条例から削除するとともに、住宅名称が1室ずつに記載されていたものを1棟ごとにあらわすように改正するものです。

つまり、別表を全部改正するものです。なお、鷺部・高田教職員住宅につきましては、新たに規則を整備いたしまして、対応してまいります。

89ページをお願いします。附則としてこの条例は平成18年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（田中達美君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

胡子議員。

○8番（胡子勝弘君） 大原の教職員の住宅なんですが、これ、建物は1階と2階という分けて、まあ面積からいけば30と52になるわけですが、余りにもここに差がひど過ぎるんじゃないですか。使用料です。

○議長（田中達美君） 吉田教育部長。

○教育部長（吉田 茂君） ただいまの大原の教職員住宅の1棟分5,000円というのは相当老朽化しておりまして、できましたら解体したいような状況でございます。したがって、このような差が出ております。

これは2棟に分かれております。

○議長（田中達美君） ほかにありませんか。

山木議員。

○17番（山木信勝君） 江田島市に所有権がないものを登記する、登記じゃなくて条例に載せとったいうことでやりかえるということですが、使用料の方で、あれは規則の方へ、使用料はもわらないけんですからね。

○議長（田中達美君） 吉田教育部長。

○教育部長（吉田 茂君） 当然のこととしまして、規則の方で定めてまいります。

○議長（田中達美君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたしました。

これより「議案第27号 江田島市教職員住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。

よって「議案第27号 江田島市教職員住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」は原案のとおり可決されました。

日程第38 議案第28号

○議長（田中達美君） 日程第38「議案第28号 江田島市立学校施設使用条例の一部を改正する条例案について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

曾根市長。

○市長（曾根 薫君） 「議案第28号 江田島市立学校施設使用条例の一部を改正する条例案について」でございます。

大須小学校及び沖中学校が廃校となること並びに規定の整備のため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によって、議会の議決をお願いするものでございます。

内容につきましては、吉田教育部長をして説明申し上げます。

○議長（田中達美君） 吉田教育部長。

○教育部長（吉田 茂君） 94ページをお開きください。別表新旧対照表で説明をさせていただきます。

まず別表第1は、第2条関係の使用期間・使用時間を定めたものですが、その一部を左欄に改めるものです。右欄の現行欄の下線をつけております屋内運動場・屋外運動場、またそれぞれの照明施設から沖中学校を除くものです。

次のページをお願いいたします。

別表第2、第5条関係は施設使用料について定めたものです。屋内運動場から沖中学校を削除し、次の欄の中学校の欄に三高中学校が欠落をしておりましたので新たに加え、その次の欄に大須小学校を削除するものでございます。

また、次の照明施設の使用料の各欄から沖中学校を削除するものです。

93ページをお願いします。この条例は平成18年4月1日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（田中達美君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。
これをもって討論を終結いたしました。
これより「議案第28号 江田島市立学校施設使用条例の一部を改正する条例案について」を起立により採決いたします。
本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。
(起立全員)

起立全員であります。
よって「議案第28号 江田島市立学校施設使用条例の一部を改正する条例案について」は原案のとおり可決されました。

日程第39 議案第29号

○議長(田中達美君) 日程第39「議案第29号 江田島市学校給食共同調理場設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

曾根市長。

○市長(曾根 薫君) 「議案第29号 江田島市学校給食共同調理場設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」でございます。

西能美学校給食共同調理場が完成したことに伴いまして、能美学校給食共同調理場及び沖美学校給食共同調理場を廃し、新たにこの調理場を設置することについて、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によって、議会の議決をお願いするものでございます。

内容につきましては、吉田教育部長をして説明申し上げます。

○議長(田中達美君) 吉田教育部長。

○教育部長(吉田 茂君) 98ページをお願いいたします。

提案理由の方ではぼつけ加えるものはございませんけども、能美給食共同調理場と沖美給食共同調理場を統合した、約1,200食対応の西能美給食共同調理場が完成したことに伴い、新旧対照表の下線部分のとおり改正をするものでございます。

前に戻っていただきまして、附則としてこの条例は平成18年4月1日から施行するものでございます。

以上、簡単ですが、説明を終わります。

○議長(田中達美君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。
これをもって討論を終結いたしました。
これより「議案第29号 江田島市学校給食共同調理場設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」を起立により採決いたします。
本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。
(起立全員)

起立全員であります。
よって「議案第29号 江田島市学校給食共同調理場設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」は原案のとおり可決されました。

延 会

○議長(田中達美君) お諮りいたします。
本日の会議はこの程度にとどめ延会にしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。
よって本日はこれにて延会することに決定いたしました。
なお、明7日、火曜日午前10時にご参集をください。
本日はご苦労さまでした。

(延会 16時44分)